

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-866-2008

秋田市寺内字三千刈110番地の1
印刷所 秋田活版印刷株式会社
電話 018-888-3500

目 次

条 例

- 秋田市職員の退職手当に関する条例および秋田市公益的法人等
への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（第47号）
..... 2
- 秋田市市税条例の一部を改正する条例（第48号） 2
- 秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例等の一部を改正す
る条例（第49号） 3
- 秋田市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例（第50号）
..... 5
- 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第51号）
..... 5
- 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（第52号）
..... 5
- 秋田市雄和観光交流館条例の一部を改正する条例（第53号）
..... 5
- 秋田市雄和観光農産物加工所条例の一部を改正する条例（第54
号） 6
- 秋田市雄和サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例
（第55号） 7
- 秋田市河辺岩見温泉条例の一部を改正する条例（第56号） ... 7
- 秋田市営住宅条例の一部を改正する条例（第57号） 8
- 秋田市雄和ふるさとセンター条例を廃止する条例（第58号）
..... 8
- 秋田市河辺農林漁業資料館条例を廃止する条例（第59号） ... 8
- 秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例（第60号） 8

規 則

- 秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例施行規則（第28号）
..... 9
- 秋田市雄和観光交流館条例施行規則の一部を改正する規則（第
29号） 10
- 秋田市雄和観光農産物加工所条例施行規則の一部を改正する規
則（第30号） 10
- 秋田市雄和サイクリングターミナル条例施行規則の一部を改正
する規則（第31号） 10
- 秋田市河辺岩見温泉条例施行規則の一部を改正する規則（第32
号） 11

教 委 規 則

- 秋田市雄和ふるさとセンター管理運営規則を廃止する規則（第
10号） 11

- 秋田市河辺農林漁業資料館管理運営規則を廃止する規則（第11
号） 11
- 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（第12号）
..... 11

告 示

- 住民票の職権消除について（第239号） 11
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第240号） 11
- 道路法による道路の区域決定および供用開始について（第241
号） 12
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の
指定について（第242号） 12
- 放置自転車等の撤去および保管について（第243号） 12
- 平成25年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達につい
て（第244号） 12
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第245
号） 12
- 生活保護法による介護機関の指定および廃止について（第246
号） 13
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第247号） ... 13
- 平成23年度、平成24年度および平成25年度国民健康保険税納税
通知書の公示送達について（第248号） 13
- 秋田市外旭川地区に発令した避難勧告の解除について（第249
号） 13
- 秋田市下新城地区に発令した避難勧告の解除について（第250
号） 13
- 秋田市金足地区に発令した避難勧告の解除について（第251号）
..... 13
- 平成25年度第1期国民健康保険税督促状の公示送達について
（第252号） 14
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について（第253号）
..... 14
- 被保険者証返還命令通知書の公示送達について（第254号）
..... 14
- 短期被保険者証交付通知書の公示送達について（第255号）
..... 14
- 平成25年9月秋田市議会定例会において議決を経た予算および
その要領について（第256号） 14
- 平成25年9月秋田市議会定例会において認定を経た決算および
その要領について（第257号） 17
- 市道路線の認定について（第258号） 34
- 道路の区域決定および供用の開始について（第259号） 35

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第13号） 35

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第73号）……………35

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第12号）……………36

上下水道局告示

- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第40号）……………36
○指定排水設備工事事業者の廃止について（第41号）……………36
○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第42号）……………36
○指定排水設備工事事業者の廃止について（第43号）……………36
○指定給水装置工事事業者の廃止について（第44号）……………36
○指定排水設備工事事業者の廃止について（第45号）……………36

公 告

- 秋田農業振興地域整備計画の変更について……………37
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について……………37
○市有物件の売払いについて……………37
○公募型プロポーザルの実施について……………38
○農用地利用集積計画の策定について……………38
○指定管理者の公募について……………38
○指定管理者の公募について……………40
○指定管理者の公募について……………41
○指定管理者の公募について……………42
○指定管理者の公募について……………43
○指定管理者の公募について……………43
○ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻疹、風しん、日本脳炎、結核、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症およびヒトパピローマウイルス感染症の予防接種について……44
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について……………45

教 委 公 告

- 平成26年度に秋田市立御所野学院中学校に入学する生徒の募集について……………45
○平成26年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒の募集について……………45

選 管 公 告

- 裁判員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について……………46
○検察審査員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について……………46

上下水道局公告

- 入札参加資格の申請の受付について……………46
○受益者負担金の賦課対象区域について……………47
○入札参加希望者の公募について……………47
○入札参加希望者の公募について……………48
○入札参加希望者の公募について……………49
○入札参加希望者の公募について……………50

- 入札参加希望者の公募について……………51
○入札参加希望者の公募について……………52
○入札参加希望者の公募について……………53

条 例

秋田市職員の退職手当に関する条例および秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 9 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第47号

秋田市職員の退職手当に関する条例および秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（秋田市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第1条 秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項第2号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

（秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第2条 秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 9 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第48号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第33条の5の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第33条の5の5第1項中「当該年度の前年度において第33条の5の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第33条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改める。

附則第6条の5の4中「附則第22条第1項」の次に「、附則第22条の2第1項」を加える。

附則第15条の2の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「および次項」および「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第26条第

4 項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得および配当所得については、第26条第1項」に、「配当所得の金額（以下）」を「利子所得の金額および配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下）」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第26条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号および第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第22条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第26条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号および第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第22条の2を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第22条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第26条第1項および第2項ならびに第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第26条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第22条第1項」とあるのは「附則第22条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措

置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第22条の3から附則第23条までを削る。

附則第23条の2第2項各号中「附則第23条の2第1項」を「附則第23条第1項」に改め、同条を附則第23条とする。

附則第23条の3を削る。

附則第23条の4第2項各号中「附則第23条の4第1項」を「附則第23条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第23条の4第3項」を「附則第23条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第23条の4第3項」を「附則第23条の2第3項」に、「附則第23条の4第4項」を「附則第23条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第23条の4第3項」を「附則第23条の2第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第23条の4第3項」を「附則第23条の2第3項」に改め、同条第6項中「附則第23条の4第3項」を「附則第23条の2第3項」に改め、同条を附則第23条の2とする。

附則第23条の5を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第33条の5の2第1項および第33条の5の5第1項の改正規定ならびに附則第3項の規定 平成28年10月1日

(2) 附則第6条の5の4、附則第15条の2および附則第22条から附則第23条の5までの改正規定ならびに附則第4項の規定 平成29年1月1日

（個人の市民税に関する経過措置）

2 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

3 改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）第33条の5の2および第33条の5の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

4 新条例附則第6条の5の4、附則第15条の2および附則第22条から附則第23条の2までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第49号

秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例

（秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例の一部改正）

第1条 秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例（昭和26年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第2項の規定に基づき、諸収入金の延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条の見出しを「(定義)」に改め、同条中「とは、」の次に「地方自治法第231条の3第1項に規定する」を加え、「及び」を「および」に改め、「その他の」の次に「市の」を加える。

第3条第1項中「の定期限」を「を納期限」に、「納めない」を「納付しない」に、「発しなれば」を「発して督促しなれば」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 公示送達の方法によって督促するときは、その指定する期限は、送達の効力が生じた日から7日目とする。

第4条第1項を次のように改める。

前条の規定により督促を受けた者は、当該納付金額（その額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第4条第2項中「納額」を「諸収入金」に、「納めなかった」を「納付しなかった」に、「前項の延滞金額」を「第1項の延滞金」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第5条に見出しとして「(委任)」を付し、同条中「施行について」を「の施行に関し」に、「市長が」を「規則で」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(公営企業管理者に関する読替え)

第5条 公営企業管理者に対するこの条例の規定の適用については、第3条第1項および前条第3項中「市長」とあるのは「公営企業管理者」と、次条中「規則」とあるのは「企業管理規程」とする。

附則に次の1項を加える。

6 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合および年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

(秋田市道路占用等に関する条例の一部改正)

第2条 秋田市道路占用等に関する条例（昭和43年秋田市条例第

9号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「延滞金の」の次に「年14.5パーセントの割合および」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を「その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）」に改める。

(秋田市介護保険条例および秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合および」を加え、「各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を「その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

(1) 秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）附則第10項

(2) 秋田市後期高齢者医療に関する条例（平成20年秋田市条例第5号）附則第3項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に納期限が到来する諸収入金の延滞金の額の計算について適用し、同日前に納期限が到来した諸収入金の延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例附則第6項、第2条の規定による改正後の秋田市道路占用等に関する条例附則第3項、第3条の規定による改正後の秋田市介護保険条例附則第10項および同条の規定による改正後の秋田市後期高齢者医療に関する条例附則第3項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従

前の例による。

秋田市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 9 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第50号

秋田市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

秋田市社会福祉審議会条例（平成12年秋田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の児童福祉に関する事項には、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第 1 項各号に掲げる事務に関する事項を含むものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 9 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第51号

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第16号中「」第 4 条を「。以下「指定通所支援基準」という。）第 4 条」に、「同令」を「指定通所支援基準」に改める。

第96条第 1 号中「又は」を「、指定通所支援基準第54条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスもしくは指定通所支援基準第71条の 4 において準用する指定通所支援基準第54条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者および障害児」に改め、同条第 2 号中「又は」を「、指定通所支援基準第54条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスもしくは指定通所支援基準第71条の 4 において準用する指定通所支援基準第54条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者および障害児」に改め、同条第 4 号中「又は」を「、指定通所支援基準第54条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスもしくは指定通所支援基準第71条の 4 において準用する指定通所支援基準第54条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者および障害児」に改める。

第110条第 1 号中「又は」を「、指定通所支援基準第54条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスもしくは指定通所支援基準第71条の 4 において準用する指定通所支援基準第54条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「利用者」を「障害者および障害児」に改め、同条第 2 号および第 4 号中「利用者」を「障害者および障害児」に改める。

第201条第 1 項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「指定通所支援基準」に、

「同令」を「指定通所支援基準」に改める。

附 則

この条例は、平成25年10月 1 日から施行する。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 9 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第52号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第 7 項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「附則第35条の 2 第 6 項」を「附則第35条の 2 第 5 項」に、「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第 8 項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例）

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 4 条、第 6 条の 2、第 6 条の 5 および第18条の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第314条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 18条中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第 9 項および附則第10項を削り、附則第11項を附則第 9 項とし、附則第12項を削り、附則第13項を附則第10項とし、附則第14項を附則第11項とする。

附則第15項中「配当所得」を「利子所得、配当所得および雑所得」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第16項を附則第13項とし、附則第17項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

秋田市雄和観光交流館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 9 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第53号

秋田市雄和観光交流館条例の一部を改正する条例

秋田市雄和観光交流館条例（平成16年秋田市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「使用」を「利用」に改め、同条第 3 号中「使

用する」を「利用する」に改める。

第3条の見出しを「(利用の許可)」に改め、同条第1項中「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第4条を次のように改める。

(利用料金)

第4条 許可施設等の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を第13条の規定により交流館の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内とする。

第14条を第16条とする。

第13条第2号および第3号中「使用」を「利用」に改め、同条を第15条とする。

第12条を第14条とする。

第11条中「指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」を「法人その他の団体であって市長が指定するもの」に改め、同条を第13条とする。

第10条中「使用する」を「利用する」に改め、同条を第12条とする。

第9条中「使用する」を「利用する」に、「使用を」を「利用を」に、「第7条」を「第9条」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条を第11条とする。

第8条の見出しを「(目的外利用等の禁止)」に改め、同条中「第3条第1項の許可を受けた者」を「利用者」に、「使用し」を「利用し」に改め、同条を第10条とする。

第7条の見出しを「(利用の制限等)」に改め、同条中「使用を」を「利用を」に、「又は使用」を「又は利用」に改め、同条第3号中「使用」を「利用」に改め、同条第4号中「使用させる」を「利用させる」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

(利用料金の不還付)

第8条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第6条を削る。

第5条の見出しを「(利用料金の減免)」に改め、同条中「市長は、公益上特に必要」を「指定管理者は、特別な理由」に、「前条の使用料」を「利用料金」に改め、同条を第7条とし、同条の前に次の2条を加える。

(利用料金の収受)

第5条 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

(利用料金の承認)

第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が適正と認められるときは、これを承認するものとする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに承認した利用料金を公表するものとする。

4 指定管理者は、第2項の承認を受けた利用料金を交流館において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。
別表の表中「使用料」を「利用料金」に改め、同表の備考中「使用時間」を「利用時間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の秋田市雄和観光交流館条例第4条の規定に基づき秋田市雄和観光交流館の使用に係る使用料を納付している者は、改正後の秋田市雄和観光交流館条例第4条の規定に基づき秋田市雄和観光交流館の利用料金を支払っている者とみなす。

秋田市雄和観光農産物加工所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第54号

秋田市雄和観光農産物加工所条例の一部を改正する条例

秋田市雄和観光農産物加工所条例(平成16年秋田市条例第95号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(利用の許可)」に改め、同条第1項中「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第3条を次のように改める。

(利用料金)

第3条 加工所の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、加工所の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を第13条の規定により加工所の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内とする。

第14条を第16条とする。

第13条第1号および第2号中「使用」を「利用」に改め、同条を第15条とする。

第12条を第14条とする。

第11条中「指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」を「法人その他の団体であって市長が指定するもの」に改め、同条を第13条とする。

第10条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第12条とする。

第9条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「第6条」を「第8条」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条を第11条とする。

第8条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第10条とする。

第7条の見出しを「(目的外利用等の禁止)」に改め、同条中「加工所の利用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)」を「利用者」に、「使用し」を「利用し」に改め、同条を第9条とする。

第6条の見出しを「(利用の制限等)」に改め、同条中「使用を」を「利用を」に、「又は使用」を「又は利用」に改め、同条第3号中「使用」を「利用」に改め、同条第4号中「使用させる」を「利用させる」に改め、同条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

(利用料金の不還付)

第7条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第5条を削る。

第4条の見出しを「(利用料金の減免)」に改め、同条中「市長は、公益上特に必要」を「指定管理者は、特別な理由」に、「前条の使用料」を「利用料金」に改め、同条を第6条とし、同条の

前に次の2条を加える。

(利用料金の収受)

第4条 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

(利用料金の承認)

第5条 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が適正と認められるときは、これを承認するものとする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに承認した利用料金を公表するものとする。

4 指定管理者は、第2項の承認を受けた利用料金を加工所において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。
別表の表中「使用料」を「利用料金」に改め、同表の備考の1中「使用期間」を「利用期間」に改め、同表の備考の2中「使用する」を「利用する」に、「使用に」を「利用に」に、「使用者」を「利用者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の秋田市雄和観光農産物加工所条例第3条の規定に基づき秋田市雄和観光農産物加工所の使用に係る使用料を納付している者は、改正後の秋田市雄和観光農産物加工所条例第3条の規定に基づき秋田市雄和観光農産物加工所の利用料金を支払っている者とみなす。

秋田市雄和サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第55号

秋田市雄和サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例

秋田市雄和サイクリングターミナル条例（平成16年秋田市条例第99号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

別表中

和 室 (A)	宿泊利用	一般	1人1泊	3,500円
		中学生および高校生	につき	2,600円
		小学生以下		2,300円
	休憩利用	一般	1人1回	800円
		中学生および高校生	につき	500円
		小学生以下		300円
和 室 (B)	宿泊利用	一般	1人1泊	3,000円
		中学生および高校生	につき	2,400円
		小学生以下		2,100円
	休憩利用	一般	1人1回	800円
		中学生および高校生	につき	500円

を

洋室	宿泊利用	び高校生		
		小学生以下		300円
		一般	1人1泊	3,500円
	休憩利用	中学生および高校生	につき	2,600円
		小学生以下		2,300円
		一般	1人1回	800円
浴室	中学生および高校生	小学生以下	につき	500円
		一般		300円
		小学生以下		300円
	高校生以上	小学生以下	1人1回	210円
	中学生		につき	105円
	小学生以下			52円

和 室 (A)、 和 室 (B) および 洋室	一般	1人1回	800円
	中学生および高校生	につき	500円
	小学生以下		300円

に

改め、同表の備考の1を削り、同表の備考の2中「この表において「休憩利用」とは」を「和室(A)、和室(B)および洋室の1回の利用時間は」に、「の利用をいう」を「とする」に改め、同表中備考の2を備考の1とし、備考の3を備考の2とし、備考の4を削り、同表の備考の5中「の休憩利用」を削り、同表中備考の5を備考の3とし、備考の6を備考の4とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市河辺岩見温泉条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第56号

秋田市河辺岩見温泉条例の一部を改正する条例

秋田市河辺岩見温泉条例（平成16年秋田市条例第133号）の一部を次のように改正する。

別表中

3階	個室 (6畳)	個人 利用	休憩 利用	一般	1人1回 につき	450円
				宿泊利用	一般	1人1泊 につき
			小学生			2,500円
	個室 (12畳)	個人 利用	休憩 利用	一般	1人1回 につき	450円
				宿泊利用	一般	1人1泊 につき
			小学生			2,500円

を

3 階	個室 (6畳)	個人 利用	休憩 利用	一般	1人1回	450円
	個室 (12畳)	個人 利用	休憩 利用	一般	1人1回	450円

に

改め、同表中備考の5を削り、備考の6を備考の5とし、備考の7を備考の6とし、備考の8を備考の7とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第57号

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例

秋田市営住宅条例（昭和34年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第21条に規定する居住制限者」を「第30条に規定する居住制限者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市雄和ふるさとセンター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成25年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第58号

秋田市雄和ふるさとセンター条例を廃止する条例

秋田市雄和ふるさとセンター条例（平成16年秋田市条例第115号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

秋田市河辺農林漁業資料館条例を廃止する条例をここに公布する。

平成25年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第59号

秋田市河辺農林漁業資料館条例を廃止する条例

秋田市河辺農林漁業資料館条例（平成16年秋田市条例第116号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例をここに公布する。
平成25年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第60号

秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 基本的施策（第11条—第20条）

第3章 推進体制（第21条）

第4章 雑則（第22条）

附則

秋田市民憲章にもうたわれているとおり、このまちで暮らす市民一人ひとりが、健康で明るく豊かな住みよいまちを目指す、それが私たちの願いです。

しかし、残念なことに、近年、我が国においては自殺による死亡者数が高い水準で推移し、自殺が重大な社会問題となっており、それは本市においても例外ではありません。

これまで個人的な問題として捉えられがちであった自殺については、その多くが個人だけの努力ではどうすることもできない「追い込まれた末の死」であり、およそ個人の問題とは言い切れません。

本市では、既に、民・学・官が連携した自殺対策における秋田モデルと言われる取り組みが進んでおりますが、さらに機運を高めていかなければなりません。

自然環境豊かなこのまちで、全ての市民が幸せに暮らすという考えの下、自殺を取り巻く要因および環境について市全体で解決を図り、一人ひとりが「一人のいのち」を大切にし、自殺対策の担い手としてともに支え合う秋田市をつくり上げていくことを目指し、ここに秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自殺対策について、基本理念を定め、市、事業主、学校等、市民および議会の責務を明らかにするとともに、自殺対策に係る施策に関し必要な事項を定めることにより、市民個人およびその親族等の心情および立場に配慮しつつ、自殺対策を総合的に推進し、もって市民一人ひとりがかけがえないいのちの大切さを考え、ともに支え合う地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 自殺対策は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第8条に規定する基本的かつ総合的な自殺対策の大綱に定められた自殺総合対策における基本認識を踏まえ、自殺は防ぐことができる問題として取り組まなければならない。

2 自殺対策は、自殺について個人の問題としてのみでなく、地域のおよび社会的な要因等から多角的に問題点を分析し、地域レベルの実践的な取組を含めた措置を講じることにより、推進されなければならない。

3 自殺対策は、自殺の事前予防および自殺発生の危機への対応として取り組むとともに、自殺又は自殺未遂が発生した場合における事後対応の効果的な施策として実施されなければならない。

4 自殺対策は、市と国、他の地方公共団体、医療機関、事業主、学校等、市民、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者との密接な連携の下に実施されなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、関係機関と連携し、市の状況に応じた施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、市民の経済的および精神的な問題のほか生活上の悩みに関する相談等について、各種窓口の充実および業務の連携により適切な対応をするものとする。

3 市は、常に市内の自殺問題に関する状況および情報について分析し、緊急を要する場合は、速やかに対応するものとする。

4 市は、自殺対策の担い手である市職員等が、心身の健康を保持しながら職務に従事することができるよう、配慮するものとする。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、市および関係機関と連携し、その雇用する労働者の心身の健康を保持するために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 福祉、医療、教育その他のサービスを提供する事業主は、特に自殺対策に取り組む意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市および関係機関と連携しながら、当該サービスの利用者の心身の健康を保持するために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校等の責務）

第5条 学校等は、市、関係機関、保護者等と連携し、児童、生徒又は学生の心身の健康を保持するとともに、教職員等が心身の健康を保持しながら職務に従事することができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

2 学校等は、常にいのちの尊さを学ぶ機会を設けるよう努めるものとする。

3 学校等は、児童、生徒又は学生からの心の迷い等のサインを見逃すことなく、適切に対処するものとする。

4 学校等は、いじめと自殺との因果関係を過小に評価することなく、いじめの防止および早期発見に努めるとともに、いじめの対策に万全を期するものとする。

（市民の責務）

第6条 市民は、自殺対策に深い関心と正しい理解を持ち、一人ひとりが自殺対策の担い手となるよう努めるものとする。

（議会の責務）

第7条 議会は、自殺対策に関する市の施策が効果的に推進されるよう監視および評価を行うとともに、必要な提言等を行うものとする。

（名誉および心情ならびに生活の平穏への配慮）

第8条 市は、自殺対策を実施する上で、自殺者、自殺未遂者および自殺のおそれがある者ならびにそれらの親族等の名誉および心情ならびに生活の平穏に十分配慮しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

（報告）

第10条 市は、毎年度、市における自殺の概要および施策の実施状況を議会に報告しなければならない。

第2章 基本的施策

（自殺総合対策事業計画）

第11条 市は、この条例の目的を達成するため、自殺総合対策事業計画を取りまとめ、総合的な自殺対策を実施しなければならない。

2 前項の自殺総合対策事業計画は、地域における自殺の実態を把握し、その実情に応じた自殺対策を総合的に推進するため、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）自殺の実態を明らかにする取組

（2）市民一人ひとりの気付きと見守りを促す取組

（3）早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組

（4）心の健康づくりを進める取組

（5）適切な精神科医療が受けられるようにする取組

（6）自殺を防ぐ社会的な取組

（7）自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組

（8）^{のこ}遺された者への支援を充実させる取組

（9）民間の団体との連携を強化する取組

（10）前各号に掲げるもののほか、自殺対策につながる取組

（自殺の実態の調査研究等）

第12条 市は、自殺の実態を明らかにするため、調査研究を推進し、情報の収集、整理、分析および提供を行うものとする。

（市民の理解の増進）

第13条 市は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する市民の理解が深まるよう必要な施策を講ずるものとする。

（人材の確保等）

第14条 市は、自殺対策を推進するため、適切な人材を確保し、その養成および資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康づくりに係る相談体制の整備）

第15条 市は、心の健康の保持および増進のため、職場、学校、地域等におけるあらゆる機会において、市民からの相談に対応することができる体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

（医療の提供体制の整備）

第16条 市は、自殺のおそれがある者の早期発見に努めるとともに、必要に応じて医療機関と連携し、適切な医療が受けられる体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺対策の社会的な取組に係る連携体制の整備）

第17条 市は、自殺対策推進の社会的な取組として、各種相談窓口の機能の充実を図るとともに、関係機関等との連携体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等に対する支援）

第18条 市は、自殺未遂者および自殺のおそれがある者が自殺を図ることのないよう、適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等に対する支援）

第19条 市は、自殺者又は自殺未遂者の親族等が感じる複雑な心情に配慮し、当該親族等が偏見、誤解等により不利益を被らないよう、適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体との連携の強化）

第20条 市は、地域における民間の団体が行う活動に関し、自殺の防止を目的とする活動のほか、関連する分野の活動についても自殺対策に関与し得ることを理解した上で、民間の団体との連携を強化し、必要な施策を講ずるものとする。

第3章 推進体制

（自殺対策ネットワーク会議）

第21条 市は、自殺対策が関係機関等による密接な連携の下に実施されるようにするため、自殺対策に関する行政機関、民間の団体、学識経験者、市民等をもって構成する自殺対策ネットワーク会議を置く。

第4章 雑則

（委任）

第22条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

規 則

秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第28号

秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例施行規則（趣旨）

第1条 この規則は、秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例（昭和26年秋田市条例第21号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（減免の基準）

第2条 条例第4条第3項の規定による延滞金の減免は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合において、やむを得ない事由があると認められるときに行うことができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害又は盗難により損失を受けた場合
- (2) 病気、負傷等により生活が著しく困難となっている場合
- (3) 失業し、又は事業を廃止し、もしくは休止した場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合

（減免の手続）

第3条 前条第1号から第3号までの規定により延滞金の減免を受けようとする者は、延滞金減免申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、承認の可否を申請者に通知しなければならない。

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

秋田市雄和観光交流館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第29号

秋田市雄和観光交流館条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市雄和観光交流館条例施行規則（平成16年秋田市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条」を「第16条」に改める。

第4条の見出しを「(利用許可申請)」に改め、同条中「観光交流館使用許可申請書」を「観光交流館利用許可申請書」に改める。

第5条の見出しを「(利用許可書)」に改め、同条中「観光交流館使用許可書」を「観光交流館利用許可書」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。

第9条を第10条とする。

第8条中「第11条」を「第13条」に改め、同条を第9条とする。

第7条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（利用料金の承認申請）

第8条 条例第4条第1項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条例第6条第1項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、観光交流館利用料金（変更）承認申請書に利用料金の算定根拠を明らかにした書類その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に提供しなければならない。

別表中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市雄和観光農産物加工所条例施行規則の一部を改正する規

則をここに公布する。

平成25年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第30号

秋田市雄和観光農産物加工所条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市雄和観光農産物加工所条例施行規則（平成16年秋田市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条」を「第16条」に改める。

第4条の見出しを「(利用許可申請)」に改め、同条中「観光農産物加工所使用許可申請書」を「観光農産物加工所利用許可申請書」に改める。

第5条の見出しを「(利用許可書)」に改め、同条中「観光農産物加工所使用許可書」を「観光農産物加工所利用許可書」に改める。

第6条の見出しを「(利用の中止等の届出)」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に改める。

第9条を第10条とする。

第8条中「第11条」を「第13条」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「第8条」を「第10条」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（利用料金の承認申請）

第8条 条例第3条第1項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条例第5条第1項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、観光農産物加工所利用料金（変更）承認申請書に利用料金の算定根拠を明らかにした書類その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市雄和サイクリングターミナル条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第31号

秋田市雄和サイクリングターミナル条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市雄和サイクリングターミナル条例施行規則（平成16年秋田市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第5条中「(浴室の利用に係るものを除く。以下同じ。)」を削る。

別表中

和室（Ａ）、和室（Ｂ） および洋室	宿泊利用の場合は、午後４時から翌日の午前１０時まで 休憩利用の場合は、午前１０時から午後３時まで	を
浴室	午前９時から午後８時まで	

和室（Ａ）、和室（Ｂ） および洋室	午前１０時から午後３時まで	に

改め、同表の備考を次のように改める。

備考 この表の規定にかかわらず、グラウンドゴルフ場および

附属設備の利用時間については、日没の時刻に応じ、午後4時から午後7時までの間で、短縮し、又は延長することができる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市河辺岩見温泉条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第32号

秋田市河辺岩見温泉条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市河辺岩見温泉条例施行規則（平成16年秋田市規則第79号）の一部を次のように改正する。

別表個室（6畳）および個室（12畳）の項中「宿泊利用の場合は、午後4時から翌日の午前10時まで」を削り、同表の備考を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

教 委 規 則

秋田市雄和ふるさとセンター管理運営規則を廃止する規則をここに公布する。

平成25年9月30日

秋田市教育委員会
委員長 進 藤 光 子

秋田市教委規則第10号

秋田市雄和ふるさとセンター管理運営規則を廃止する規則

秋田市雄和ふるさとセンター管理運営規則（平成19年秋田市教委規則第11号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

秋田市河辺農林漁業資料館管理運営規則を廃止する規則をここに公布する。

平成25年9月30日

秋田市教育委員会
委員長 進 藤 光 子

秋田市教委規則第11号

秋田市河辺農林漁業資料館管理運営規則を廃止する規則

秋田市河辺農林漁業資料館管理運営規則（平成16年秋田市教委規則第22号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月30日

秋田市教育委員会
委員長 進 藤 光 子

秋田市教委規則第12号

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会行政組織規則（平成3年秋田市教委規則第1

号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条の3」を「第26条」に改める。

第8条第3項中第9号および第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号を第10号とし、第13号を第11号とする。

第26条の2および第26条の3を削る。

第27条第1項の表第3号中「河辺農林漁業資料館」を削り、同表第4号中「雄和ふるさとセンター」を削る。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第239号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年9月2日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市下浜檜田字上野133番地	今 一 二

- （教示）
- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。
- さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません（行政不服審査法第20条）。
- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3か月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます（行政事件訴訟法第8条）。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第240号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成25年 9 月 2 日

秋田市長 穂 積 志

1

変更があった認可地縁団体の名称
添川町内会

2

認可年月日
平成11年 2 月18日

3

変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 萩 原 正 明
秋田市添川字添川64番地 3
変更後 萩 原 勉
秋田市添川字湯沢54番地

4

変更年月日
平成25年 1 月27日

5

変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成25年 9 月 3 日

秋田市道路管理者
秋田市長 穂 積 志

1

道路の区域決定および供用開始の区間

路線名	供用開始区間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
川尻広面線	秋田市大町六丁目488番 2 地先 秋田市旭北錦町386番 1 地先	231	25

2

区域決定および供用開始の期日 平成25年 9 月 3 日

3

縦覧期間 平成25年 9 月 3 日から同月25日まで。ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市告示第242号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第70条第 1 項および第115条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成25年 9 月 4 日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービ スの 種 類
株式会社 One's Life	デイ・リハ スポット 西部ワング ライフ	秋田市新 屋日吉町 45番 3 - 1 号	平成25年 9 月 1 日	通所介護、 介護予防 通所介護

秋田市告示第243号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第 1 項および第 3 項の規定に基づき、自転車等放

置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第 1 項の規定により告示する。

平成25年 9 月 9 日

秋田市長 穂 積 志

1

撤去し、保管した自転車等

(1)

放置されていた場所および台数

ア

秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 30台

イ

秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 15台

ウ

秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2 台

(2)

撤去し、保管した年月日
平成25年 8 月 1 日から同月30日まで

(3)

返還を行う時間および場所

ア

時間 午前10時から午後 7 時まで

イ

場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4)

返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成25年 9 月23日から平成26年 3 月23日まで

2

返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3

所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4

問合せ先
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 866－2035
秋田市東通仲町 4 番 3 号
秋田市自転車等保管所 電話 834－6497

秋田市告示第244号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年 9 月10日

秋田市長 穂 積 志

1

公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

2

送達する書類
平成25年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第245号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支

援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年9月11日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
佐 野 薬 局 マ ル ナ カ 店	秋田市中通二丁目1番36号 マグナスビル1階	平成25年 8月1日
な な か ま ど 歯 科 医 院	秋田市泉南二丁目130番3	平成25年 8月2日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
マルナカ薬局	秋田市中通二丁目1番36号 マグナスビル1階	平成25年 7月31日

秋田市告示第246号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年9月11日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
佐 野 薬 局 マ ル ナ カ 店	秋田市中通二丁目1番36号 マグナスビル1階	平成25年 8月1日
あきた駅前内科 外科クリニック	秋田市千秋久保田町3番15号 三宅ビル2F	平成25年 7月1日
グループホーム ソフトハンド 浜 田	秋田市浜田字自在山47番地9	平成25年 8月1日
にこにこリハビ リデイサービス 茨 島 ～ む	秋田市茨島七丁目4番26号	平成25年 8月1日
デイサービス り ・ あ く と	秋田市横森一丁目15番17号	平成25年 8月15日
心花（ときめき） デイサービス	秋田市御野場五丁目8番19号	平成25年 8月1日
ショートステイ ヴィレージュ	秋田市牛島西一丁目6番28号	平成25年 8月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
マルナカ薬局	秋田市中通二丁目1番36号 マグナスビル1階	平成25年 7月31日

秋田市告示第247号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成25年9月12日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受ける者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
425	秋田市飯島新町二丁目 5番13号	セブン－イレブン秋田 飯島新町2丁目店

秋田市告示第248号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年9月13日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成23年度、平成24年度および平成25年度国民健康保険納税通知書

秋田市告示第249号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき、平成25年9月16日午後3時10分に秋田市外旭川地区に発令した避難勧告を、同日午後6時30分をもって解除したので、同条第5項の規定により告示する。

平成25年9月16日

秋田市長 穂 積 志

解除した住所および世帯数

秋田市外旭川字前谷地地区
字大谷地地区
字小谷地地区 合計432世帯

秋田市告示第250号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき、平成25年9月16日午後3時10分に秋田市下新城地区に発令した避難勧告を、同月17日午前8時30分をもって解除したので、同条第5項の規定により告示する。

平成25年9月17日

秋田市長 穂 積 志

解除した住所および世帯数

秋田市下新城笠岡字堰根地区
秋田市下新城岩城字下向地区
字上向地区
字右馬之丞地区
字槻ノ木地区 合計167世帯

秋田市告示第251号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき、平成25年9月16日午後4時05分に秋田市金足地区に発令した避難勧告を、同月17日午前8時30分をもって解除したので、

同条第5項の規定により告示する。

平成25年9月17日

秋田市長 穂 積 志

解除した住所および世帯数

金足片田字待入地区

字深田地区

合計61世帯

秋田市告示第252号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年9月20日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成25年度第1期国民健康保険税督促状

秋田市告示第253号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年9月25日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市土崎港相染町字中谷地165番地2 パルーデⅡ204

セブニーイレブン秋田飯島新町2丁目店

店長 柳 谷 直 樹

受託者の住所および氏名

秋田市川元山下町4番22号 グレイタス川元A101号

セブニーイレブン秋田川尻みよし町店

店長 木次谷 英 一

秋田市告示第254号

次の被保険者証返還命令通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該被保険者証返還命令通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 17,291,960	千円 445	千円 17,292,405
	2 国庫補助金	2,767,280	445	2,767,725
16 県支出金		6,945,553	26,280	6,971,833

平成25年9月25日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

被保険者証返還命令通知書

秋田市告示第255号

次の短期被保険者証交付通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該短期被保険者証交付通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年9月25日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

短期被保険者証交付通知書

秋田市告示第256号

平成25年9月26日の「平成25年9月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成25年9月27日

秋田市長 穂 積 志

平成25年度秋田市一般会計補正予算（第3号）

平成25年度秋田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184,344千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,884,130千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

	1 県負担金	3,185,423	1,875	3,187,298
	2 県補助金	3,118,652	24,405	3,143,057
20 繰越金		1,029,382	157,619	1,187,001
	1 繰越金	1,029,382	157,619	1,187,001
歳 入 合 計		122,699,786	184,344	122,884,130

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 15,348,951	千円 22,094	千円 15,371,045
	1 総務管理費	13,500,340	14,954	13,515,294
	2 徴税費	1,132,409	7,140	1,139,549
3 民 生 費		43,705,093	34,648	43,739,741
	1 社会福祉費	20,705,538	15,763	20,721,301
	2 児童福祉費	13,474,657	16,385	13,491,042
	5 災害救助費	4,850	2,500	7,350
4 衛 生 費		8,638,246	1,756	8,640,002
	7 母子衛生費	564,220	1,756	565,976
6 農林水産業費		2,190,784	8,000	2,198,784
	3 林業費	229,340	8,000	237,340
7 商 工 費		6,638,374	2,233	6,640,607
	1 商工費	6,638,374	2,233	6,640,607
8 土 木 費		13,751,152	77,085	13,828,237
	1 土木管理費	329,078	1,000	330,078
	2 道路橋りょう費	3,714,380	61,085	3,775,465
	7 住宅費	565,067	15,000	580,067
10 教 育 費		11,951,054	28,028	11,979,082
	2 小学校費	2,442,164	28,028	2,470,192
11 災害復旧費		5	10,500	10,505

	1 農林水産施設災害復旧費	2	10,500	10,502
歳 出	合 計	122,699,786	184,344	122,884,130

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
10 教 育 費	2 小学校費	雄和地域統合小学校整備事業	28,028

第3表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
電 子 入 札 シ ス テ ム 機 器 等 借 上 経 費	平 成 25 年 度 ～ 平 成 26 年 度	15,335
子 ども ・ 子 育 て 電 子 シ ス テ ム 構 築 事 業	平 成 25 年 度 ～ 平 成 26 年 度	13,271

平成25年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
 平成25年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
 は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,033

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,331,679
 千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご
 との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳
 入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 繰 入 金		千円 2,011,235	千円 2,033	千円 2,013,268
	1 一般会計繰入金	2,011,235	2,033	2,013,268
歳 入	合 計	33,329,646	2,033	33,331,679

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 188,639	千円 2,033	千円 190,672
	2 徴税費	115,146	2,033	117,179
歳 出	合 計	33,329,646	2,033	33,331,679

平成25年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）
 平成25年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、
 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
 65,510千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
 26,807,440千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区
 分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表
 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰越金		千円 5,696	千円 65,510	千円 71,206
	1 繰越金	5,696	65,510	71,206
歳 入 合 計		26,741,930	65,510	26,807,440

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 諸支出金		千円 5,702	千円 65,510	千円 71,212
	1 償還金及び還付加算金	5,702	65,510	71,212
歳 出 合 計		26,741,930	65,510	26,807,440

平成25年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成25年度秋田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 平成25年度秋田市水道事業会計予算第6条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
お客様センター業務等の包括的民間委託経費	平成25年度から30年度まで	2,910,120千円

秋田市告示第257号

平成25年9月26日の「平成25年9月秋田市議会議定例会」において認定を経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成25年9月27日

秋田市長 穂 積 志

平成24年度秋田市病院事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成24年度秋田市病院事業会計決算を議会の認定に付する。

平成24年度秋田市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 病院事業収益	円 9,481,357,000	円 369,632,000	円 —	円 9,850,989,000	円 9,962,413,043	円 111,424,043	
第1項 医業収益	8,719,890,000	348,311,000	—	9,068,201,000	9,169,845,575	101,644,575	（うち、消費税及び地方消費税相当分） 10,366,581円
第2項 医業外収益	761,466,000	21,321,000	—	782,787,000	792,567,468	9,780,468	（うち、消費税及び地方消費税相当分） 1,852,170円
第3項 特別利益	1,000	—	—	1,000	—	△1,000	

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合計				
第1款 病院事業費	9,471, 円 766,000	332, 円 384,000	円 -	円 -	円 -	9,804, 円 150,000	円 -	9,804, 円 150,000	9,726, 円 802,596	円 -	77,347,404	
第1項 医業費用	9,311, 047,000	333, 030,000	-	-	-	9,644, 077,000	-	9,644, 077,000	9,596, 634,872	-	47,442,128	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 112,119,362円)
第2項 医業外用費	141, 789,000	△646,000	-	-	-	141, 143,000	-	141, 143,000	124,899,831	-	16,243,169	
第3項 特別損失	16,930,000	-	-	-	-	16, 930,000	-	16, 930,000	5,267,893	-	11,662,107	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 5,661円)
第4項 予備費	2,000,000	-	-	-	-	2,000,000	-	2,000,000	-	-	2,000,000	

(2) 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	870,101,000 円	△29,765,000 円	840,336,000 円	3,000,000 円	円 -	843,336,000 円	759,135,000 円	△84,201,000 円	
第1項 企業債	481,600,000	△35,600,000	446,000,000	-	-	446,000,000	361,800,000	△84,200,000	翌年度繰越額 66,000,000円
第2項 出資金	388,500,000	-	388,500,000	-	-	388,500,000	388,500,000	0	
第3項 固定資産 売却代金	1,000	-	1,000	-	-	1,000	-	△1,000	
第4項 補助金	-	5,835,000	5,835,000	3,000,000	-	8,835,000	8,835,000	0	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小計	地方公営 企業法第 26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合計		地方公営 企業法第 26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合計		
第1款 資本的支出	1,241, 円 032,000	△15, 円 850,000	円 -	1,225, 円 182,000	4,830,000 円	円 -	1,230, 円 012,000	1,159, 円 134,812	66, 円 123,000	円 -	66, 円 123,000	4, 円 754,188	
第1項 建設改良費	550, 円 564,000	△16, 円 150,000	-	534, 円 414,000	4,830,000 円	-	539, 円 244,000	468, 円 367,701	66, 円 123,000	-	66, 円 123,000	4, 円 753,299	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 22,273,221円)
第2項 企業債 償還金	690, 円 468,000	300,000	-	690, 円 768,000	-	-	690, 円 768,000	690, 円 767,111	-	-	-	889	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額399,999,812円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額601,377円及び過年度分損益勘定留保資金399,398,435円で補てんした。

平成24年度秋田市病院事業損益計算書
(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

1 医 業 収 益	円	円	円
(1) 入院収益	6,154,743,115		

(2) 外 来 収 益	2,683,801,480		
(3) そ の 他 医 業 収 益	<u>320,934,399</u>	9,159,478,994	
2 医 業 費 用			
(1) 給 与 費	5,504,097,218		
(2) 材 料 費	2,031,560,722		
(3) 経 費	1,459,399,217		
(4) 減 価 償 却 費	376,626,740		
(5) 資 産 減 耗 費	68,337,592		
(6) 研 究 研 修 費	<u>44,494,021</u>	<u>9,484,515,510</u>	
医 業 損 失			325,036,516
3 医 業 外 収 益			
(1) 他 会 計 負 担 金	545,637,000		
(2) 補 助 金	29,998,046		
(3) 受 取 利 息 配 当 金	2,472,602		
(4) そ の 他 医 業 外 収 益	64,181,737		
(5) 他 会 計 補 助 金	<u>148,426,000</u>	790,715,385	
4 医 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	36,543,293		
(2) 雑 支 出	<u>190,485,032</u>	<u>227,028,325</u>	<u>563,687,060</u>
経 常 利 益			<u>238,650,544</u>
5 特 別 損 失			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損	<u>5,262,232</u>	<u>5,262,232</u>	<u>△5,262,232</u>
当 年 度 純 利 益			<u>233,388,312</u>
前 年 度 繰 越 欠 損 金			<u>2,101,950,384</u>
当 年 度 未 処 理 欠 損 金			<u><u>1,868,562,072</u></u>

平成24年度秋田市病院事業剰余金計算書
(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

	資 本 金		剰 余 金					資本合計	
	自 己 資本金	借 入 資本金	資本剰余金				欠 損 金		
			受贈財産 評 価 額	補 助 金	寄 附 金	そ の 他 資本剰余金			資本剰余金 合 計
前 年 度 末 残 高	円 6,513,409,797	円 2,939,628,117	円 24,323,636	円 392,440,924	円 8,660,000	円 -	円 425,424,560	円 2,101,950,384	円 7,776,512,090
前 年 度 処 分 額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処 分 後 残 高	6,513,409,797	2,939,628,117	24,323,636	392,440,924	8,660,000	-	425,424,560	2,101,950,384	7,776,512,090
当 年 度 変 動 額	388,500,000	△328,967,111	-	8,835,000	-	-	8,835,000	233,388,312	301,756,201
企 業 債 の 発 行	-	361,800,000	-	-	-	-	-	-	361,800,000
企 業 債 の 償 還	-	△690,767,111	-	-	-	-	-	-	△690,767,111
補 助 金 の 受 入	-	-	-	8,835,000	-	-	8,835,000	-	8,835,000
他 会 計 繰 入 金 の 受 入	388,500,000	-	-	-	-	-	-	-	388,500,000
当 年 度 純 利 益	-	-	-	-	-	-	-	233,388,312	233,388,312
当 年 度 末 残 高	6,901,909,797	2,610,661,006	24,323,636	401,275,924	8,660,000	-	434,259,560	1,868,562,072	8,078,268,291

平成24年度秋田市病院事業欠損金処理計算書

	資 本 金		資本剰余金	欠損金
	自己資本金	借入資本金		
当 年 度 末 残 高	6,901,909,797	2,610,661,006	434,259,560	1,868,562,072
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額	—	—	—	—
処 分 後 残 高	6,901,909,797	2,610,661,006	434,259,560	(繰越欠損金) 1,868,562,072

平成24年度秋田市病院事業貸借対照表
(平成25年 3 月31日)

	資 産 の 部			
	円	円	円	円
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		322,370,801		
ロ 建 物	10,565,717,778			
減 価 償 却 累 計 額	6,577,112,486	3,988,605,292		
ハ 構 築 物	137,936,086			
減 価 償 却 累 計 額	103,185,319	34,750,767		
ニ 器 械 備 品	3,639,932,454			
減 価 償 却 累 計 額	2,811,483,622	828,448,832		
ホ 車 両	3,520,160			
減 価 償 却 累 計 額	2,526,980	993,180		
有 形 固 定 資 産 合 計			5,175,168,872	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 電 話 加 入 権		706,500		
無 形 固 定 資 産 合 計			706,500	
固 定 資 産 合 計				5,175,875,372
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 ・ 預 金			2,392,112,998	
(2) 未 収 金			1,630,850,977	
(3) 貯 蔵 品			62,448,530	
(4) 前 払 金			2,277,280	
流 動 資 産 合 計				4,087,689,785
資 産 合 計				9,263,565,157

	負 債 の 部			
	円	円	円	円
3 固 定 負 債				
(1) 引 当 金			318,483,000	
固 定 負 債 合 計				318,483,000
4 流 動 負 債				
(1) 未 払 金			812,174,050	
(2) 預 り 金			54,639,816	
流 動 負 債 合 計				866,813,866
負 債 合 計				1,185,296,866
5 資 本 金				
(1) 自 己 資 本 金			6,901,909,797	
(2) 借 入 資 本 金				
イ 企 業 債		2,610,661,006		
借 入 資 本 金 合 計			2,610,661,006	

資 本 金 合 計		9,512,570,803
6 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	24,323,636	
ロ 寄 附 金	8,660,000	
ハ 補 助 金	401,275,924	
資 本 剰 余 金 合 計		434,259,560
(2) 欠 損 金		
イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	1,868,562,072	
欠 損 金 合 計		1,868,562,072
剰 余 金 合 計		△1,434,302,512
資 本 合 計		8,078,268,291
負 債 資 本 合 計		9,263,565,157

平成24年度秋田市水道事業会計決算認定の件 により、平成24年度秋田市水道事業会計決算を議会の認定に付す
 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定 る。

平成24年度秋田市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	円 7,054,484,000	円 147,642,000	円 －	円 7,202,126,000	円 7,198,440,543	円 △3,685,457	
第1項 営業収益	6,941,634,000	98,830,000	－	7,040,464,000	7,054,147,731	13,683,731	（うち、消費税及び地方消費税相当分 332,014,335円）
第2項 営業外収益	112,848,000	48,812,000	－	161,660,000	144,292,812	△17,367,188	（ " 1,253,890円）
第3項 特別利益	2,000	－	－	2,000	－	△2,000	

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 等による 繰越額	合 計				
第1款 水 道 事 業 費 用	6,587, 円 435,000	△177, 円 559,000	円 －	円 －	円 －	6,409, 円 876,000	184, 円 574,000	6,594, 円 450,000	6,594, 円 450,958	100, 円 623,000	178, 円 153,142	
第1項 営業費用	5,919 605,000	△208, 659,000	－	－	－	5,710, 946,000	184, 574,000	5,895, 520,000	5,548, 866,149	100, 623,000	153, 471,951	継続費繰越額 92,558,900円 （うち、消費税及び 地方消費税相当分 106,688,191円）
第2項 営業外 費 用	650, 930,000	41,100,000	－	－	－	692, 030,000	－	692, 030,000	670,123,987	－	21,906,013	
第3項 特別損失	15,100,000	△10, 000,000	－	－	－	5,100,000	－	5,100,000	4,124,822	－	975,178	（うち、消費税及び 地方消費税相当分 193,808円）
第4項 予 備 費	1,800,000	－	－	－	－	1,800,000	－	1,800,000	－	－	1,800,000	

(2) 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 1,810,648,000	円 177,650,000	円 1,988,298,000	円 66,997,000	円 136,300,000	円 2,191,595,000	円 1,441,767,850	円 △749,827,150	
第1項 企業債	1,224,500,000	△62,300,000	1,162,200,000	49,200,000	136,300,000	1,347,700,000	801,000,000	△546,700,000	翌年度繰越額 546,700,000円
第2項 出資金	130,971,000	216,723,000	347,694,000	—	—	347,694,000	276,439,000	△71,255,000	" 71,255,000円
第3項 補助金	254,250,000	18,700,000	272,950,000	17,797,000	—	290,747,000	140,808,818	△149,938,182	" 143,895,000円
第4項 固定資産 売却代金	1,000	9,000	10,000	—	—	10,000	10,132	132	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 482円)
第5項 負担金及び 寄附金	200,926,000	4,518,000	205,444,000	—	—	205,444,000	223,509,900	18,065,900	(" 10,343,500円)

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	円 4,780,914,000	円 98,217,000	円 —	円 4,879,131,000	円 185,966,000	円 400,743,750	円 5,465,840,750	円 3,928,339,239	円 1,321,275,300	円 105,856,950	円 1,427,132,250	円 110,369,261	
第1項 建設 改良費	3,200,295,000	90,650,000	—	3,290,945,000	185,966,000	400,743,750	3,877,654,750	2,340,154,467	1,321,275,300	105,856,950	1,427,132,250	110,368,033	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 104,082,523円)
第2項 企業債 償還金	1,580,619,000	2,767,000	—	1,583,386,000	—	—	1,583,386,000	1,583,384,772	—	—	—	1,228	
第3項 投資	—	4,800,000	—	4,800,000	—	—	4,800,000	4,800,000	—	—	—	0	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,486,571,389円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額93,738,541円、減債積立金787,729,049円及び過年度分損益勘定留保資金1,605,103,799円で補てんした。

平成24年度秋田市水道事業損益計算書
(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

	円	円	円
1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	6,513,235,783		
(2) 受 託 工 事 収 益	67,647,323		
(3) そ の 他 営 業 収 益	141,250,290	6,722,133,396	
2 営 業 費 用			
(1) 原 水 及 び 浄 水 費	1,010,600,291		
(2) 配 水 費	820,324,142		
(3) 給 水 費	207,506,610		
(4) 受 託 工 事 費	173,404,089		
(5) 業 務 費	422,962,565		
(6) 総 係 費	571,124,027		
(7) 減 価 償 却 費	2,165,277,772		
(8) 資 産 減 耗 費	70,978,462	5,442,177,958	
営 業 利 益			1,279,955,438
3 営 業 外 収 益			

(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,917,111		
(2) 他 会 計 補 助 金	64,241,000		
(3) 雑 収 益	36,544,838		
(4) 補 助 金	36,336,000	143,038,949	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	541,721,987		
(2) 雑 支 出	673,000	542,394,987	△399,356,038
経 常 利 益			880,599,400
5 特 別 損 失			
(1) 固 定 資 産 売 却 損	44,250		
(2) 過 年 度 損 益 修 正 損	3,886,764	3,931,014	△3,931,014
当 年 度 純 利 益			876,668,386
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			0
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			876,668,386

平成24年度秋田市水道事業剰余金計算書
(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

	資 本 金		剰 余 金										資本合計
	自 己 資本金	借 入 資本金	資本剰余金					利益剰余金					
			受贈財産 評 価 額	補助金	寄附金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	建設改良 積 立 金	減 債 積立金	未 処 分 利益剰余金	利益剰余金 合 計		
前 年 度 末 残 高	円 9,412,549,033	円 27,136,109,074	円 7,137,315,447	円 10,623,990,778	円 12,637,377,918	円 372,498,235	円 30,771,182,378	円 21,433,418	円 -	円 787,729,049	円 809,162,467	円 68,129,002,952	
前 年 度 処 分 額	-	-	-	-	-	-	-	-	787,729,049	△787,729,049	0	0	
議会の議決による処分額	-	-	-	-	-	-	-	-	787,729,049	△787,729,049	0	0	
減債積立金の積立	-	-	-	-	-	-	-	-	787,729,049	△787,729,049	0	0	
処 分 後 残 高	円 9,412,549,033	円 27,136,109,074	円 7,137,315,447	円 10,623,990,778	円 12,637,377,918	円 372,498,235	円 30,771,182,378	円 21,433,418	円 787,729,049	(繰越利益剰余金) 0	円 809,162,467	円 68,129,002,952	
当 年 度 変 動 額	1,064,168,049	△782,384,772	29,132,281	140,808,818	213,166,400	-	383,107,499	-	△787,729,049	876,668,386	88,939,337	753,830,113	
企 業 債 の 発 行	-	801,000,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	801,000,000	
企 業 債 の 償 還	-	△1,583,384,772	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△1,583,384,772	
減債積立金からの組入	787,729,049	-	-	-	-	-	-	-	△787,729,049	-	△787,729,049	0	
受贈財産の受入	-	-	29,132,281	-	-	-	29,132,281	-	-	-	-	29,132,281	
補 助 金 の 受 入	-	-	-	140,808,818	-	-	140,808,818	-	-	-	-	140,808,818	
負 担 金 の 受 入	-	-	-	-	213,166,400	-	213,166,400	-	-	-	-	213,166,400	
他会計繰入金の受入	276,439,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	276,439,000	
当 年 度 純 利 益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	876,668,386	876,668,386	876,668,386	
当 年 度 末 残 高	円 10,476,717,082	円 26,353,724,302	円 7,166,447,728	円 10,764,799,596	円 12,850,544,318	円 372,498,235	円 31,154,289,877	円 21,433,418	円 0	(当年度未処分利益剰余金) 876,668,386	円 898,101,804	円 68,882,833,065	

平成24年度秋田市水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金		資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
	自己資本金	借入資本金		
当 年 度 末 残 高	円 10,476,717,082	円 26,353,724,302	円 31,154,289,877	円 876,668,386
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額	-	-	-	△876,668,386
減 債 積 立 金 の 積 立	-	-	-	△876,668,386

処 分 後 残 高	10,476,717,082	26,353,724,302	31,154,289,877	(繰越利益剰余金) 0
-----------	----------------	----------------	----------------	----------------

平成24年度秋田市水道事業貸借対照表
(平成25年 3 月31日)

	資 産 の 部	円	円	円
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		2,030,655,467		
ロ 建 物	4,399,343,999			
減 価 償 却 累 計 額	<u>1,926,341,224</u>	2,473,002,775		
ハ 構 築 物	83,555,952,245			
減 価 償 却 累 計 額	<u>31,670,596,038</u>	51,885,356,207		
ニ 機 械 及 び 装 置	13,885,224,104			
減 価 償 却 累 計 額	<u>10,693,910,952</u>	3,191,313,152		
ホ 車 両 運 搬 具	98,785,968			
減 価 償 却 累 計 額	<u>83,638,526</u>	15,147,442		
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	379,582,059			
減 価 償 却 累 計 額	<u>283,714,276</u>	95,867,783		
ト 建 設 仮 勘 定		<u>1,340,407,744</u>		
有 形 固 定 資 産 合 計			61,031,750,570	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 電 話 加 入 権		5,504,600		
ロ ダ ム 使 用 権		3,914,100,054		
ハ 専 用 橋 利 用 権		114,627,805		
ニ 施 設 利 用 権		<u>18,914,634</u>		
無 形 固 定 資 産 合 計			4,053,147,093	
(3) 投 資 資 金				
イ 出 資 金		<u>4,800,000</u>		
投 資 合 計			<u>4,800,000</u>	
固 定 資 産 合 計				65,089,697,663
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 ・ 預 金			6,728,993,183	
(2) 未 収 金			868,096,113	
(3) 貯 蔵 品			42,924,384	
(4) 前 払 金			<u>149,718,290</u>	
流 動 資 産 合 計				<u>7,789,731,970</u>
資 産 合 計				<u>72,879,429,633</u>

	負 債 の 部	円	円	円
3 固 定 負 債				
(1) 引 当 金			<u>2,536,054,827</u>	
固 定 負 債 合 計				2,536,054,827
4 流 動 負 債				
(1) 未 払 金		1,267,142,688		
(2) 預 り 金		191,699,053		
(3) そ の 他 流 動 負 債		<u>1,700,000</u>		
流 動 負 債 合 計				<u>1,460,541,741</u>
負 債 合 計				3,996,596,568
5 資 本 金	資 本 の 部			

(1) 自 己 資 本 金		10,476,717,082	
(2) 借 入 資 本 金			
イ 企 業 債	26,353,724,302		
借 入 資 本 金 合 計		26,353,724,302	
資 本 金 合 計			36,830,441,384
6 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受 贈 財 産 評 価 額	7,166,447,728		
ロ 補 助 金	10,764,799,596		
ハ 寄 附 金	12,850,544,318		
ニ その他 資 本 剰 余 金	372,498,235		
資 本 剰 余 金 合 計		31,154,289,877	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 建 設 改 良 積 立 金	21,433,418		
ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	876,668,386		
利 益 剰 余 金 合 計		898,101,804	
剰 余 金 合 計			32,052,391,681
資 本 合 計			68,882,833,065
負 債 資 本 合 計			72,879,429,633

平成24年度秋田市下水道事業会計決算認定の件
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定

により、平成24年度秋田市下水道事業会計決算を議会の認定に付する。

平成24年度秋田市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業収	円 9,257,640,000	円 111,378,000	円 -	円 9,369,018,000	円 9,417,604,243	円 48,586,243	
第1項 営業収益	7,385,250,000	147,401,000	-	7,532,651,000	7,582,111,711	49,460,711	（うち、消費税及び地方消費税相当分 253,618,049円）
第2項 営業外収益	1,872,388,000	△36,782,000	-	1,835,606,000	1,832,748,985	△2,857,015	（ " 190,365円）
第3項 特別利益	2,000	759,000	-	761,000	2,743,547	1,982,547	（ " 71,590円）

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流 用 増 減 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計				
第1款 下水道事業費	8,990, 円 170,000	△108, 円 926,000	円 -	円 -	円 -	8,881, 円 244,000	4, 円 200,000	8,885, 円 444,000	8,782, 円 662,882	円 -	102, 円 781,118	
第1項 営業費用	6,881, 円 241,000	△69, 円 857,000	-	-	-	6,811, 円 384,000	4, 円 200,000	6,815, 円 584,000	6,730, 円 279,313	-	85, 円 304,687	（うち、消費税及び 地方消費税相当分 105,606,611円）
第2項 営業外費用	2,096, 円 278,000	△39, 円 069,000	-	-	-	2,057, 円 209,000	-	2,057, 円 209,000	2,043, 円 149,883	-	14,059,117	
第3項 特別損失	10,101,000	-	-	-	-	10, 円 101,000	-	10, 円 101,000	9,233,686	-	867,314	（うち、消費税及び 地方消費税相当分 363,816円）

第4項 予備費	2,550,000	—	—	—	—	2,550,000	—	2,550,000	—	—	2,550,000	
---------	-----------	---	---	---	---	-----------	---	-----------	---	---	-----------	--

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	3,831,330,000	△326,071,000	3,505,259,000	1,242,174,000	—	4,747,433,000	3,447,493,676	△1,299,939,324	
第1項 企業債	2,003,900,000	△137,300,000	1,866,600,000	694,100,000	—	2,560,700,000	1,837,400,000	△723,300,000	翌年度繰越額 689,600,000円
第2項 出資金	805,233,000	△3,000	805,230,000	—	—	805,230,000	805,230,000	0	
第3項 補助金	936,300,000	△156,100,000	780,200,000	548,074,000	—	1,328,274,000	750,557,398	△577,716,602	翌年度繰越額 579,528,000円
第4項 負担金	85,896,000	△34,356,000	51,540,000	—	—	51,540,000	52,616,506	1,076,506	
第5項 固定資産 売却代金	1,000	1,688,000	1,689,000	—	—	1,689,000	1,689,772	772	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 11,767円)

支 出

区 分	予 算 額						決 算 額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第 26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計	地方公営企業法第 26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	8,200,757,000	△255,199,000	—	7,945,558,000	1,355,776,000	—	9,301,334,000	7,774,367,046	1,434,116,000	1,434,116,000	92,850,954	
第1項 建設 改良費	2,670,287,000	△267,623,000	—	2,402,664,000	1,355,776,000	—	3,758,440,000	2,231,477,513	1,434,116,000	1,434,116,000	92,846,487	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 93,505,219円)
第2項 企業債 償還金	5,530,470,000	12,424,000	—	5,542,894,000	—	—	5,542,894,000	5,542,889,533	—	—	4,467	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,326,873,370円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,090,573円、減債積立金762,702,577円、過年度分損益勘定留保資金344,135,214円及び当年度分損益勘定留保資金3,200,945,006円で補てんした。

平成24年度秋田市下水道事業損益計算書
(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

	円	円	円
1 営 業 収 益			
(1) 下 水 道 使 用 料	5,080,656,662		
(2) 他 会 計 負 担 金	2,247,557,000		
(3) そ の 他 営 業 収 益	280,000	7,328,493,662	
2 営 業 費 用			
(1) 管 渠 費	543,311,330		
(2) ポ ン プ 場 費	242,004,109		
(3) 処 理 場 費	898,764,475		
(4) 流 域 下 水 道 費	730,865,106		
(5) 業 務 費	293,735,698		
(6) 総 係 費	374,777,249		
(7) 減 価 償 却 費	3,495,610,296		
(8) 資 産 減 耗 費	45,604,439	6,624,672,702	
営 業 利 益			703,820,960

3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,515,555		
(2) 他 会 計 補 助 金	1,819,119,000		
(3) 補 助 金	6,220,000		
(4) 雑 収 益	5,704,136	1,832,558,691	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	1,889,391,230		
(2) 雑 支 出	24,939,720	1,914,330,950	△81,772,259
経 常 利 益			622,048,701
5 特 別 利 益			
(1) 固 定 資 産 売 却 益	296,174		
(2) 過 年 度 損 益 修 正 益	2,375,783	2,671,957	
6 特 別 損 失			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損	8,869,870	8,869,870	△6,197,913
当 年 度 純 利 益			615,850,788
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			0
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			615,850,788

平成24年度秋田市下水道事業剰余金計算書
(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

	資 本 金		剰 余 金								資本合計
	自 己 資本金	借 入 資本金	資本剰余金					利益剰余金			
			受贈財産 評 価 額	負担金	寄附金	補助金	資本剰余金 合 計	減 債 積 立 金	未 処 分 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
前 年 度 末 残 高	円 21,987, 643,239	円 84,204, 319,238	円 12,989, 726,878	円 8,586, 380,288	円 2,749,899	円 61,033, 236,815	円 82,612, 093,880	円 -	円 762, 702,577	円 762, 702,577	円 189,566, 758,934
前 年 度 処 分 額	-	-	-	-	-	-	-	762,702,577	△762, 702,577	0	0
議会の議決による処分額	-	-	-	-	-	-	-	762,702,577	△762, 702,577	0	0
減債積立金の積立	-	-	-	-	-	-	-	762,702,577	△762, 702,577	0	0
処 分 後 残 高	円 21,987, 643,239	円 84,204, 319,238	円 12,989, 726,878	円 8,586, 380,288	円 2,749,899	円 61,033, 236,815	円 82,612, 093,880	762,702,577	(繰越利益剰余金) 0	762,702,577	円 189,566, 758,934
当 年 度 変 動 額	円 1,567, 932,577	円 △4,191, 476,421	円 365,176,906	円 37,899,389	-	円 422,886,202	円 825, 962,497	△762, 702,577	円 615, 850,788	円 △146, 851,789	円 △1,944, 433,136
除却損等への補填	-	-	-	円 △1,210,379	-	円 △257, 795,586	円 △259, 005,965	-	-	-	円 △259, 005,965
企 業 債 の 発 行	-	円 1,132, 800,000	-	-	-	-	-	-	-	-	円 1,132, 800,000
企 業 債 の 償 還	-	円 △5,324, 276,421	-	-	-	-	-	-	-	-	円 △5,324, 276,421
減債積立金からの組入	762,702,577	-	-	-	-	-	-	△762, 702,577	-	円 △762, 702,577	0
受贈財産の受入	-	-	円 365,176,906	-	-	-	円 365,176,906	-	-	-	円 365, 176,906
補助金の受入	-	-	-	-	-	円 750,557,398	円 750,557,398	-	-	-	円 750, 557,398
負担金の受入	-	-	-	円 52,616,506	-	-	円 52,616,506	-	-	-	円 52,616,506
負担金の不納欠損処分	-	-	-	円 △9,076,022	-	-	円 △9,076,022	-	-	-	円 △9, 076,022
他会計繰入金の受入	円 805,230,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	円 805, 230,000
消費税精算に伴う相殺処理	-	-	-	円 △4,430,716	-	円 △69, 875,610	円 △74, 306,326	-	-	-	円 △74, 306,326
当 年 度 純 利 益	-	-	-	-	-	-	-	-	円 615, 850,788	円 615, 850,788	円 615, 850,788
当 年 度 末 残 高	円 23,555, 575,816	円 80,012, 842,817	円 13,354, 903,784	円 8,624, 279,677	円 2,749,899	円 61,456, 123,017	円 83,438, 056,377	0	(当年度未処分利益剰余金) 円 615, 850,788	円 615, 850,788	円 187,622, 325,798

平成24年度秋田市下水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金		資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
	自己資本金	借入資本金		
当 年 度 末 残 高	23,555,575,816	80,012,842,817	83,438,056,377	615,850,788
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額	—	—	—	△615,850,788
減 債 積 立 金 の 積 立	—	—	—	△615,850,788
処 分 後 残 高	23,555,575,816	80,012,842,817	83,438,056,377	(繰越利益剰余金) 0

平成24年度秋田市下水道事業貸借対照表

(平成25年 3 月31日)

	資 産 の 部			
	円	円	円	円
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		2,170,372,785		
ロ 建 物	4,478,561,346			
減 価 償 却 累 計 額	563,863,873	3,914,697,473		
ハ 構 築 物	186,040,675,995			
減 価 償 却 累 計 額	28,380,215,530	157,660,460,465		
ニ 機 械 及 び 装 置	21,466,120,345			
減 価 償 却 累 計 額	4,419,646,426	17,046,473,919		
ホ 車 両 運 搬 具	22,376,458			
減 価 償 却 累 計 額	20,831,196	1,545,262		
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	29,253,002			
減 価 償 却 累 計 額	21,112,802	8,140,200		
ト 建 設 仮 勘 定		261,532,148		
有 形 固 定 資 産 合 計			181,063,222,252	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 施 設 利 用 権		9,595,186,579		
ロ 電 話 加 入 権		12,219,200		
ハ 地 上 権		535,762		
無 形 固 定 資 産 合 計			9,607,941,541	
固 定 資 産 合 計				190,671,163,793
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 ・ 預 金			2,400,244,408	
(2) 未 収 金			709,044,396	
(3) 前 払 金			146,310,000	
(4) そ の 他 流 動 資 産			100,000	
流 動 資 産 合 計				3,255,698,804
資 産 合 計				193,926,862,597

※この他に次年度以降分割納付分として受益者負担金23,773,567円及び分担金48,200円を予定している。

	負 債 の 部			
	円	円	円	円
3 固 定 負 債				
(1) 企 業 債 金		3,995,979,043		
(2) 引 当 金		971,138,018		
固 定 負 債 合 計				4,967,117,061
4 流 動 負 債				

(1) 未 払 金	1,335,004,160	
(2) そ の 他 流 動 負 債	2,415,578	
流 動 負 債 合 計		1,337,419,738
負 債 合 計		6,304,536,799
資 本 の 部		
5 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	23,555,575,816	
(2) 借 入 資 本 金		
イ 企 業 債	80,012,842,817	
借 入 資 本 金 合 計	80,012,842,817	
資 本 金 合 計		103,568,418,633
6 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	13,354,903,784	
ロ 負 担 金	8,624,279,677	
ハ 寄 附 金	2,749,899	
ニ 補 助 金	61,456,123,017	
資 本 剰 余 金 合 計	83,438,056,377	
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	615,850,788	
利 益 剰 余 金 合 計	615,850,788	
剰 余 金 合 計		84,053,907,165
資 本 合 計		187,622,325,798
負 債 資 本 合 計		193,926,862,597

平成24年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定

により、平成24年度秋田市農業集落排水事業会計決算を議会の認定に付する。

平成24年度秋田市農業集落排水事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出 収 入

区 分	予 算 額				決算額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 農業集落排水事業収益	円 585,307,000	円 △14,268,000	円 -	円 571,039,000	円 573,474,489	円 2,435,489	
第1項 営業収益	145,052,000	△1,134,000	-	143,918,000	145,590,653	1,672,653	（うち、消費税及び地方消費税相当分） 6,873,596円
第2項 営業外収益	440,254,000	△13,134,000	-	427,120,000	427,883,658	763,658	（うち、消費税及び地方消費税相当分） 2円
第3項 特別利益	1,000	-	-	1,000	178	△822	（うち、消費税及び地方消費税相当分） 8円
第2款 個別排水処理事業収益	22,132,000	△1,725,000	-	20,407,000	20,449,456	42,456	
第1項 営業収益	8,168,000	△113,000	-	8,055,000	8,099,456	44,456	（うち、消費税及び地方消費税相当分） 384,807円
第2項 営業外収益	13,962,000	△1,612,000	-	12,350,000	12,350,000	0	
第3項 特別利益	2,000	-	-	2,000	-	△2,000	
合 計	607,439,000	△15,993,000	-	591,446,000	593,923,945	2,477,945	

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合計				
第1款 農業集落排水 事業費用	579, 円 792,000	△16, 円 333,000	円 —	円 —	円 —	563, 円 459,000	円 —	563, 円 459,000	553, 円 930,594	円 —	9,528,406 円	
第1項 営業費用	453, 円 295,000	△14, 円 120,000	—	—	—	439, 円 175,000	—	439, 円 175,000	430, 円 696,769	—	8,478,231 円	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 7,914,090円)
第2項 営業外 費用	125, 円 947,000	△2, 円 213,000	—	—	—	123, 円 734,000	—	123, 円 734,000	123, 円 233,825	—	500,175 円	
第3項 特別損失	50,000	—	—	—	—	50,000	—	50,000	—	—	50,000	
第4項 予 備 費	500,000	—	—	—	—	500,000	—	500,000	—	—	500,000	
第2款 個別排水処理 事業費用	22,231,000	△1, 円 791,000	—	—	—	20, 円 440,000	—	20, 円 440,000	19,921,382	—	518,618 円	
第1項 営業費用	19,222,000	△1, 円 733,000	—	—	—	17, 円 489,000	—	17, 円 489,000	17,073,607	—	415,393 円	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 413,206円)
第2項 営業外 費用	2,907,000	△58,000	—	—	—	2,849,000	—	2,849,000	2,847,483	—	1,517 円	
第3項 特別損失	2,000	—	—	—	—	2,000	—	2,000	292	—	1,708 円	
第4項 予 備 費	100,000	—	—	—	—	100,000	—	100,000	—	—	100,000	
合 計	602, 円 023,000	△18, 円 124,000	—	—	—	583, 円 899,000	—	583, 円 899,000	573,851,976	—	10,047,024 円	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 農業集落排水 事業資本的収入	641,806,000 円	△62,367,000 円	579,439,000 円	47,900,000 円	円 —	627,339,000 円	509,011,656 円	△118,327,344 円	
第1項 企 業 債	253,900,000	△6,200,000	247,700,000	33,900,000	—	281,600,000	205,600,000	△76,000,000	翌年度繰越額 1,100,000円
第2項 出 資 金	104,550,000	1,003,000	105,553,000	—	—	105,553,000	105,553,000	0	
第3項 補 助 金	242,500,000	△56,500,000	186,000,000	14,000,000	—	200,000,000	161,950,000	△38,050,000	翌年度繰越額 34,050,000円
第4項 負 担 金	25,466,000	△670,000	24,796,000	—	—	24,796,000	20,518,656	△4,277,344	
第5項 基 金 繰 入 金	15,390,000	—	15,390,000	—	—	15,390,000	15,390,000	0	
第2款 個別排水処理 事業資本的収入	27,792,000	△7,815,000	19,977,000	737,000	—	20,714,000	18,056,100	△2,657,900	
第1項 企 業 債	11,100,000	△4,100,000	7,000,000	500,000	—	7,500,000	5,900,000	△1,600,000	
第2項 出 資 金	10,242,000	△2,029,000	8,213,000	—	—	8,213,000	8,213,000	0	

第3項 補助金	4,800,000	△1,156,000	3,644,000	237,000	—	3,881,000	2,977,000	△904,000	
第4項 負担金	1,650,000	△530,000	1,120,000	—	—	1,120,000	966,100	△153,900	
合 計	669,598,000	△70,182,000	599,416,000	48,637,000	—	648,053,000	527,067,756	△120,985,244	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通 次 繰越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通 次 繰越額	合 計		
第1款 農業集落排水事業資本的支出	828,758,000	△64,845,000	円—	763,913,000	60,000,000	円—	823,913,000	714,080,702	37,000,000	円—	37,000,000	72,832,298	
第1項 建設改良費	560,393,000	△65,102,000	—	495,291,000	60,000,000	—	555,291,000	445,461,455	37,000,000	—	37,000,000	72,829,545	(うち、消費税及び地方消費税相当分19,689,288円)
第2項 企業債還金	268,266,000	247,000	—	268,513,000	—	—	268,513,000	268,510,247	—	—	—	2,753	
第3項 投資	99,000	10,000	—	109,000	—	—	109,000	109,000	—	—	—	0	
第2款 個別排水処理事業資本的支出	29,318,000	△7,983,000	—	21,335,000	969,000	—	22,304,000	19,673,548	—	—	—	2,630,452	
第1項 建設改良費	27,089,000	△7,983,000	—	19,106,000	969,000	—	20,075,000	17,445,275	—	—	—	2,629,725	(うち、消費税及び地方消費税相当分484,825円)
第2項 企業債還金	2,229,000	—	—	2,229,000	—	—	2,229,000	2,228,273	—	—	—	727	
合 計	858,076,000	△72,828,000	—	785,248,000	60,969,000	—	846,217,000	733,754,250	37,000,000	—	37,000,000	75,462,750	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額206,686,494円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,313,553円、減債積立金6,684,339円及び過年度分損益勘定留保資金188,688,602円で補てんした。

平成24年度秋田市農業集落排水事業損益計算書
(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

	円	円	円	円
1 農業集落排水事業営業収益				
(1) 農業集落排水施設使用料	137,759,057			
(2) 他 会 計 負 担 金	958,000	138,717,057		
2 個別排水処理事業営業収益				
(1) 個別排水処理施設使用料	2,925,582			
(2) 特定地域生活排水処理施設 使 用 料	4,789,067	7,714,649	146,431,706	
3 農業集落排水事業営業費用				
(1) 管 渠 費	38,849,015			
(2) 処 理 場 費	129,385,558			
(3) 業 務 費	6,242,468			
(4) 総 係 費	17,920,618			
(5) 減 価 償 却 費	230,343,695			
(6) 資 産 減 耗 費	41,325	422,782,679		
4 個別排水処理事業営業費用				
(1) 個別排水処理施設 浄 化 槽 費	2,570,000			
(2) 個別排水処理施設 業 務 費	104,762			

(3) 個別排水処理施設 減価償却費	2,947,103			
(4) 特定地域生活排水処理施設 浄化槽費	6,379,600			
(5) 特定地域生活排水処理施設 業務費	433,050			
(6) 特定地域生活排水処理施設 減価償却費	4,225,886	16,660,401	439,443,080	
営業損失				293,011,374
5 農業集落排水事業営業外収益				
(1) 受取利息及び配当金	336,631			
(2) 他会計補助金	419,732,000			
(3) 雑収益	52,118	420,120,749		
6 個別排水処理事業営業外収益				
(1) 個別排水処理施設 他会計補助金	3,815,000			
(2) 特定地域生活排水処理施設 他会計補助金	8,535,000	12,350,000	432,470,749	
7 農業集落排水事業営業外費用				
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	123,233,825			
(2) 雑支出	4,619,529	127,853,354		
8 個別排水処理事業営業外費用				
(1) 個別排水処理施設 支払利息及び企業債取扱諸費	983,327			
(2) 特定地域生活排水処理施設 支払利息及び企業債取扱諸費	1,864,156	2,847,483	130,700,837	301,769,912
経常利益				8,758,538
9 農業集落排水事業特別利益				
(1) 過年度損益修正益	170	170	170	
10 個別排水処理事業特別損失				
(1) 特定地域生活排水処理施設 過年度損益修正損	292	292	292	△122
当年度純利益				8,758,416
前年度繰越利益剰余金				0
当年度末処分利益剰余金				8,758,416

平成24年度秋田市農業集落排水事業剰余金計算書
(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

	資 本 金		剰 余 金							資本合計
	自 己 資本金	借 入 資本金	資本剰余金				利益剰余金			
			受贈財産 評 価 額	負 担 金	補 助 金	資本剰余金 合 計	減 債 積 立 金	未 処 分 利益剰余金	利益剰余金 合 計	
前 年 度 末 残 高	円 1,890,112,148	円 5,992,885,031	円 －	円 599,057,353	円 8,348,600,410	円 8,947,657,763	円 －	円 6,684,339	円 6,684,339	円 16,837,339,281
前 年 度 処 分 額	－	－	－	－	－	－	6,684,339	△6,684,339	0	0
議会の議決による処分額	－	－	－	－	－	－	6,684,339	△6,684,339	0	0
減債積立金の積立	－	－	－	－	－	－	6,684,339	△6,684,339	0	0
処 分 後 残 高	1,890,112,148	5,992,885,031	－	599,057,353	8,348,600,410	8,947,657,763	6,684,339	(繰越利益剰余金) 0	6,684,339	16,837,339,281
当 年 度 変 動 額	120,450,339	△53,716,520	17,602,969	20,477,863	145,653,496	183,734,328	△6,684,339	8,758,416	2,074,077	252,542,224
除却損への補填	－	－	－	－	△11,419,837	△11,419,837	－	－	－	△11,419,837

企 業 債 の 発 行	-	211,500,000	-	-	-	-	-	-	211,500,000
企 業 債 の 償 還	-	△265,216,520	-	-	-	-	-	-	△265,216,520
減債積立金からの組入	6,684,339	-	-	-	-	△6,684,339	-	△6,684,339	0
受 贈 財 産 の 受 入	-	-	17,602,969	-	-	17,602,969	-	-	17,602,969
補 助 金 の 受 入	-	-	-	-	164,927,000	164,927,000	-	-	164,927,000
負 担 金 の 受 入	-	-	-	21,484,756	-	21,484,756	-	-	21,484,756
他会計繰入金の受入	113,766,000	-	-	-	-	-	-	-	113,766,000
消費税精算に伴う相殺処理	-	-	-	△1,006,893	△7,853,667	△8,860,560	-	-	△8,860,560
当 年 度 純 利 益	-	-	-	-	-	-	8,758,416	8,758,416	8,758,416
当 年 度 末 残 高	2,010,562,487	5,939,168,511	17,602,969	619,535,216	8,494,253,906	9,131,392,091	0 (当年度末処分利益剰余金) 8,758,416	8,758,416	17,089,881,505

平成24年度秋田市農業集落排水事業剰余金処分計算書

	資 本 金		資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
	自己資本金	借入資本金		
当 年 度 末 残 高	2,010,562,487	5,939,168,511	9,131,392,091	8,758,416
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額	-	-	-	△8,758,416
減 債 積 立 金 の 積 立	-	-	-	△8,758,416
処 分 後 残 高	2,010,562,487	5,939,168,511	9,131,392,091	(繰越利益剰余金) 0

平成24年度秋田市農業集落排水事業貸借対照表
(平成25年 3 月31日)

	資 産 の 部			
	円	円	円	円
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		112,061,783		
ロ 建 物	2,184,432,771			
減 価 償 却 累 計 額	73,081,517	2,111,351,254		
ハ 構 築 物	12,381,048,039			
減 価 償 却 累 計 額	423,033,156	11,958,014,883		
ニ 機 械 及 び 装 置	2,711,567,018			
減 価 償 却 累 計 額	214,593,031	2,496,973,987		
ホ 工 具、器 具 及 び 備 品	269,851			
減 価 償 却 累 計 額	41,973	227,878		
ヘ 建 設 仮 勘 定		36,628,586		
有 形 固 定 資 産 合 計			16,715,258,371	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 電 話 加 入 権		4,176,000		
無 形 固 定 資 産 合 計			4,176,000	
(3) 投 資 資 金				
イ 基 金		91,771,000		
投 資 合 計			91,771,000	
固 定 資 産 合 計				16,811,205,371
2 流 動 資 産				

(1) 現 金 ・ 預 金	497,405,687	
(2) 未 収 金	71,135,137	
(3) 前 払 金	5,054,000	
流 動 資 産 合 計		573,594,824
資 産 合 計		17,384,800,195

負 債 の 部			
	円	円	円
3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債	13,383,000		
(2) 引 当 金	8,000,000		
固 定 負 債 合 計			21,383,000
4 流 動 負 債			
(1) 未 払 金	273,132,900		
(2) そ の 他 流 動 負 債	402,790		
流 動 負 債 合 計			273,535,690
負 債 合 計			294,918,690
資 本 の 部			
5 資 本 金			
(1) 自 己 資 本 金	2,010,562,487		
(2) 借 入 資 本 金			
イ 企 業 債	5,939,168,511		
借 入 資 本 金 合 計		5,939,168,511	
資 本 金 合 計			7,949,730,998
6 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受 贈 財 産 評 価 額	17,602,969		
ロ 負 担 金	619,535,216		
ハ 補 助 金	8,494,253,906		
資 本 剰 余 金 合 計		9,131,392,091	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	8,758,416		
利 益 剰 余 金 合 計		8,758,416	
剰 余 金 合 計			9,140,150,507
資 本 合 計			17,089,881,505
負 債 資 本 合 計			17,384,800,195

秋田市告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成25年9月30日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
41280	土崎北一丁目12号線	土崎港北一丁目27番12地先	
		土崎港北一丁目27番2地先	

60861	新屋松美ガ丘東町14号線	新屋松美ガ丘東町227番19地先	
		新屋松美ガ丘東町227番27地先	
60862	新屋比内町24号線	新屋比内町65番6地先	
		新屋比内町67番1地先	
70609	栢山石塚町27号線	栢山石塚町299番8地先	
		栢山石塚町299番25地先	
90472	金足小泉10号線	金足小泉字潟向2番32地先	
		金足小泉字潟向2番28地先	
90473	飯島水尻12号線	飯島字飯島水尻449番3地先	
		飯島字飯島水尻449番2地先	

90474	飯島水尻13号線	飯島字飯島水尻174番2地先	
		飯島字飯島水尻180番12地先	
90475	飯島水尻14号線	飯島字飯島水尻180番2地先	
		飯島字飯島水尻180番3地先	
100315	河辺鶴巻1号線	河辺神内字鶴巻48番15地先 河辺神内字鶴巻48番17地先	
100316	河辺鶴巻2号線	河辺神内字鶴巻48番9地先 河辺神内字鶴巻48番29地先	

2 縦覧期間
平成25年9月30日から同年10月21日まで。ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。

秋田市告示第259号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。
平成25年9月30日
秋田市道路管理者
秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	路線名	起 点	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
市道	土崎北一丁目12号線	土崎港北一丁目27番12地先	84.10	6.00
		土崎港北一丁目27番2地先		
市道	新屋松美ガ丘東町14号線	新屋松美ガ丘東町227番19地先	112.60	6.00
		新屋松美ガ丘東町227番27地先		
市道	新屋比内町24号線	新屋比内町65番6地先	55.00	6.00
		新屋比内町67番1地先		
市道	榎山石塚町27号線	榎山石塚町299番8地先	79.00	6.50 ～ 9.00
		榎山石塚町299番25地先		
市道	金足小泉10号線	金足小泉字潟向2番32地先	76.00	6.00
		金足小泉字潟向2番28地先		
市道	飯島水尻12号線	飯島字飯島水尻449番3地先	53.00	6.00
		飯島字飯島水尻449番2地先		
市道	飯島水尻13号線	飯島字飯島水尻174番2地先	149.00	4.00 ～ 6.00
		飯島字飯島水尻180番12地先		
市道	飯島水尻14号線	飯島字飯島水尻180番2地先	34.00	6.00
		飯島字飯島水尻180番3地先		
市道	河辺鶴巻1号線	河辺神内字鶴巻48番15地先	57.00	5.00
		河辺神内字鶴巻48番17地先		
市道	河辺鶴巻2号線	河辺神内字鶴巻48番9地先	62.00	5.00
		河辺神内字鶴巻48番29地先		

- 2 区域決定および供用開始の期日
平成25年9月30日
- 3 縦覧期間
平成25年9月30日から同年10月21日まで。ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。

教 委 告 示

秋田市教委告示第13号
平成25年9月25日午後2時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。
平成25年9月20日
秋田市教育委員会
委員長 進 藤 光 子
付議案件
1 秋田市雄和ふるさとセンター管理運営規則を廃止する件

- 2 秋田市河辺農林漁業資料館管理運営規則を廃止する件
- 3 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件
- 4 教育委員会事務の点検・評価に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第73号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。
平成25年9月2日
秋田市選挙管理委員会
委員長 菅 原 弘 夫
1 50分の1の数 5,330人

2 3分の1の数 88,831人

農 委 告 示

秋田市農委告示第12号

平成25年9月20日午後2時秋田市雄和市民サービスセンターに秋田市農業委員会総会を招集する。

平成25年9月13日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（3件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（4件）
- 3 農用地利用集積計画（平成25年度第5号）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件（1件）
- 5 平成26年度秋田市農業施策に対する建議に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第40号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成25年9月3日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
フレックス株式会社	中 川 道 夫	秋田市川尻大川町12番43号

- 2 廃止年月日

平成23年10月17日

秋田市上下水道局告示第41号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成25年9月3日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
フレックス株式会社	中 川 道 夫	秋田市川尻大川町12番43号

- 2 廃止年月日

平成23年10月17日

秋田市上下水道局告示第42号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道建設課において一般の縦覧に供する。

平成25年9月11日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 1 供用および下水の処理を開始すべき年月日
平成25年9月30日
- 2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域
別紙（省略）のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
別紙（省略）のとおり
- 6 縦覧場所の住所
秋田市八橋本町六丁目12番15号
- 7 縦覧の期間
平成25年9月16日から同月29日まで（土曜日、日曜日および祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

秋田市上下水道局告示第43号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成25年9月13日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
株式会社ガス水道メンテサービス	長 野 勉	由利本荘市松街道70番地1

- 2 廃止年月日

平成25年9月10日

秋田市上下水道局告示第44号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成25年9月25日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
中央工業株式会社	伊 藤 京 子	由利本荘市川口字八幡前223番地の10

- 2 廃止年月日

平成25年3月31日

秋田市上下水道局告示第45号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成

19年秋田市上下水道局管理規程第7号)第9条第3号の規定により告示する。

平成25年9月25日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
中央工業株式会社	伊 藤 京 子	由利本荘市川口字八幡前233番地の10

2 廃止年月日

平成25年3月31日

公 告

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画(昭和48年秋田市告示第25号)を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

秋田市の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、秋田市に意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成25年10月2日の翌日から起算して15日以内に秋田市にこれを申し出ることができる。

平成25年9月3日

秋田市長 穂 積 志

1 農用地利用計画の案の縦覧期間

自 平成25年9月3日

至 平成25年10月2日

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 農用地利用計画の案の縦覧場所

秋田市八橋本町六丁目12番1号

秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成25年9月10日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地

大和リース株式会社 代表取締役社長 森田 俊作

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フレスポ御所野

所在地 秋田県秋田市御所野元町一丁目1-1

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

小売業者名 株式会社ツルハ

変更前 午後9時

変更後 午後10時

(4) 変更年月日 平成25年9月16日

(5) 変更理由 営業時間拡大のため

2 届出年月日 平成25年9月3日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課

(2) 縦覧期間 平成25年9月10日から平成26年1月10日まで

4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

市有物件の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年9月24日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

	所 在 地	地目	地 積	最低落札価格
1	秋田市南通築地124番18	宅地	124.98㎡	2,699,568円
2	秋田市河辺三内字野崎35番24	宅地	433.48㎡	3,849,302円
3	秋田市河辺三内字野崎35番25	宅地	452.48㎡	4,140,192円
4	秋田市河辺三内字野崎35番26	宅地	452.48㎡	3,981,824円

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

(1) 場所 秋田市庁舎分館4階会議室

(2) 入札 平成25年10月23日(水) 午前10時

(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)

(3) 開札 入札締切後、直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目2番34号 秋田市総務部管財課

5 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金(契約金額の100分の10以上)の納付に振り替えることができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金（契約金額の100分の10以上で入札保証金充当分を差し引く。）を納めなければならない。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売払代金

契約者は、契約締結後14日以内に売払代金（契約保証金充当分を差し引く。）を市の発行する納入通知書により、納付しなければならない。

10 売払物件の説明日時および場所

- (1) 秋田市南通築地124番18
日 時 平成25年10月10日(木)午前10時から午前10時30分まで
集合場所 現地
- (2) 秋田市河辺三内字野崎35番24
日 時 平成25年10月10日(木)午前11時30分から正午まで
集合場所 現地
- (3) 秋田市河辺三内字野崎35番25
日 時 平成25年10月10日(木)午前11時30分から正午まで
集合場所 現地
- (4) 秋田市河辺三内字野崎35番26
日 時 平成25年10月10日(木)午前11時30分から正午まで
集合場所 現地

秋田市公告

秋田市地域包括支援センター運営事業業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成25年9月25日

秋田市長 穂 積 志

1 業務名

秋田市地域包括支援センター運営事業業務委託

2 公募開始日

平成25年9月25日(木)

3 件名

秋田市地域包括支援センター運営事業業務委託

4 日程

- (1) 公募要項等の配布開始
平成25年9月25日(木)
- (2) 公募要項等について質問受付
平成25年9月25日(木)から同月30日(月)まで
秋田市長寿福祉課へのEメールによること。
- (3) 応募法人説明会および公募要項等について質問回答
平成25年10月3日(木)
- (4) 参加表明書の受付
平成25年10月3日(木)から同月7日(月)まで
持参（土曜日および日曜日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限

までに必着のこと。）によること。

(5) 提案書類の受付

平成25年10月15日(火)から同月18日(金)まで

持参（土曜日および日曜日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。

(6) ヒアリング審査

平成25年10月下旬

(7) 審査結果の通知および公表

平成25年11月中旬

5 様式名（公募要領等は、秋田市長寿福祉課ホームページからの入手を原則とする。http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/lg/default.htm）

- (1) 公募参加に係る提出書類（HPにPDFおよびワードファイルを貼付け）
ア 応募法人説明会参加申込書（様式第1号）
イ 質問書（様式第2号）
ウ 参加表明書（様式第3号）
- (2) 提案書類（HPにPDFおよびワードファイルを貼付け）
ア 応募申込書（様式1）
イ 誓約書（様式2）
ウ 秋田市地域包括支援センター事業計画（様式3）
エ 秋田市地域包括支援センター設置場所位置図（様式4）
オ 秋田市地域包括支援センター平面図（様式5）
カ 秋田市地域包括支援センター事務所内平面図（様式6）
キ 3職種（保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員）経歴書（様式7-1から7-3）

6 公募要項

秋田市地域包括支援センター運営事業業務委託に係る公募要項（HPにPDFを貼付け）

7 仕様書

秋田市地域包括支援センター運営事業業務委託仕様書（HPにPDFを貼付け）

8 問合せ先

秋田市長寿福祉課地域包括ケア推進担当

住所 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

T E L 018-866-8760

F A X 018-866-8962

E-mail ro-wflg@city.akita.akita.jp

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成25年度第5号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年9月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 3 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

（平成17年秋田市条例第45号。以下「条例」という。）第2条第1項および第2項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、条例第2条第3項の規定により公告する。

平成25年9月27日

秋田市長 穂 積 志

1-1 公の施設の概要

- (1) 名 称 秋田市太平山スキー場
- (2) 所 在 地 秋田市仁別字蛇馬目沢50番地の1ほか
- (3) 設置目的 スキー場の利用を通じ、市民の冬期体育の振興と心身の健全な発達に寄与する。
- (4) 規 模 等 管理面積約118ha
- (5) 主な施設 スキー場（ゲレンデ6コース、高速クワッドリフト1基、ペアリフト2基、ナイター設備一式）
オーパスプラザ（ロビー、休憩所、託児室、救護室、トイレ）、駐車場（3か所）

1-2 公の施設の概要

- (1) 名 称 太平山リゾート公園
- (2) 所 在 地 秋田市仁別字マントラメ213番地ほか
- (3) 設置目的 太平山周辺一帯の豊かで良好な自然環境と温泉を活用し、市民の健康増進、スポーツ、レクリエーションの場として、市民をはじめ、より多くの人々が気軽に訪れ、楽しむことができる都市公園を目指し整備、設置されたもの
- (4) 規 模 等 管理面積約95.3ha
- (5) 主な施設 クアッドーム・展望風呂付大広間（プール室、温泉浴場、大広間）
森林学習館（大研修室、和室6室、温泉浴場）
オートキャンプ場（面積1.9ha、テントサイト33区画）
トレーラーハウス（設置台数5台）
グラウンド・ゴルフ場（面積3.3ha、4コース32ホール）
テニスコート（面積1.95ha、砂入り人工芝7面うち、ナイター4面）
バンガロー（設置数4棟）
ピクニックの森（管理棟、共同炊事場、水洗トイレ、無料休憩棟、フリーテントスペース10張）
総合案内所（受付カウンター、ロビー、トイレ、シャワー室）
花公園（面積9ha、芝生広場、シンボル花壇、休憩所付トイレ、散策路）
植物園（面積9.3ha、植栽樹木4,000本、自然林、あずまや1棟、林間歩道、駐車場）
その他緑地等（面積59.8ha）

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 秋田市太平山スキー場
 - ア スキー場の占用の許可に関する業務
 - イ スキー場利用者に対する指示ならびにスキー場の利用の禁止および占用の許可の取消しに関する業務
 - ウ スキー場の施設、附属設備等の維持管理に関する業務
 - エ その他市長がスキー場の管理運営上必要と認める業務
- (2) 太平山リゾート公園
 - ア 公園の利用の禁止又は制限に関する業務
 - イ 公園の施設、附属設備等の維持管理に関する業務

ウ その他市長が公園の管理運営上必要と認める業務

- 3 管理を行わせる期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（予定）
 - 4 申請をする団体に必要な資格等
 - (1) 申請をする団体に必要な資格
 - ア 法人その他の団体であること。
 - イ 市内に本社（本店）を有すること。
 - ウ 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の各施設と同種の施設の管理運営実績があること。
 - エ 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の管理運営に必要な有資格者を配置できること。
 - (2) 申請をすることができない団体
 - ア 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条第2項に規定する団体
 - イ 申請の日において、現に市の指名停止措置を受けている団体
 - ウ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体
 - (3) 複数の団体等による申請

次の要件を満たす場合は、複数の団体等（以下「グループ」という。）が共同して申請することができる。

 - ア グループを構成する団体等（以下「構成団体」という。）が協定を結び、構成団体の中で代表となる団体（以下「代表団体」という。）を定めること。
 - イ 全ての構成団体は、(1)のイに該当し、かつ、(2)に掲げる全ての要件に該当しないこと。
 - ウ 代表団体は、(1)のイに該当し、かつ、グループにおける責任割合が最大であること。
 - エ グループとして、(1)のウおよびエを満たしていること。
グループによる申請の構成団体となった団体等は、同時に単独で、又は他のグループの構成団体として申請できない。重複して申請した団体等を構成団体として含むグループは、申請者としての資格を失うものとする。

5に定める申請後は、代表団体又は構成団体を変更することはできない。グループの構成を変更するときは、受付期間内であれば、申請を辞退してから新たなグループとして申請すること。

受付期間終了後にグループを構成する団体等の一部が欠けたときは、申請者としての資格を失うものとする。
- 5 申請の手続
 - (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。
 - ア 公の施設の管理に関する事業計画書
 - イ 公の施設の管理に関する業務の収支予算書
 - ウ 定款、規約又はこれらに類する書類
 - エ 法人にあっては、登記事項証明書
 - オ 財務の状況を示す書類
 - カ 全各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
 - (2) 提出場所
郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市建設部公園課企画建設担当（電話018-866-2154）
 - (3) 提出期限
平成25年10月25日(金) 午後5時15分
 - (4) 提出方法
(2)の提出場所に持参又は郵送すること。郵送による場合は

提出期限必着

6 選定の方法および基準

- (1) 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園指定管理者選定委員会において、次に掲げる選定基準に照らし、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
 - ア 市民の平等な利用が確保されること（確保されなければ失格）。
 - イ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。
 - ウ 効率的な管理が行われること。
 - エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
 - オ 前各号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的又は性質に応じ、市長等が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は平成25年11月（予定）に行い、その結果については、書面で通知するとともに、秋田市ホームページ（公園課）で公表する。

7 募集要項の交付

- (1) 5の(2)に掲げる場所で交付又は秋田市建設部公園課ホームページからダウンロードすること。
- (2) 交付期間は、公告の日から平成25年10月25日(金)まで
- (3) 5の(2)に掲げる場所で交付の場合は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

8 説明会

- (1) 日時 募集要項に記載する日時および場所
- (2) その他 説明会へ参加を希望する場合は、参加申込書により平成25年10月10日(木)午後5時15分までに5の(2)に掲げる場所に申し込むこと。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書および添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを市議会の議決を経て指定管理者に指定する。
- (3) 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の利用料金は、秋田市太平山スキー場条例および秋田市都市公園条例で定める利用料金の額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定め、自己の収入として収受するものとする。
- (4) その他詳細は、募集要項による。
- (5) 問合せ先
秋田市建設部公園課企画建設担当（電話018-866-2154）

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

平成25年9月27日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の概要

- (1) 名称
秋田市外旭川老人デイサービスセンター
- (2) 所在地
秋田市外旭川字鳥谷場136番地
- (3) 設置目的
在宅の虚弱老人等に対し、通所により各種のサービスを提供することによって、当該要援護老人等の生活の助長、社会

的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図り、もって老人福祉の増進に資することを目的とする。

- (4) 規模等
鉄筋コンクリート平屋建て 延床面積626.27平方メートル
- (5) 定員
37名
- (6) 主な施設設備
浴室、多目的ホールおよび事務室

2 指定管理者が行う管理の業務

- (1) デイサービスの提供に関する業務
- (2) 施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が管理運営上必要と認める業務

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで（予定）

4 申請に必要な資格等

- (1) 申請に必要な資格
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める指定居宅サービス事業者として実績があり、市内に主たる事務所を有する法人であること。
 - イ 介護保険法第70条の規定に基づく指定居宅サービス事業者による通所介護の指定および同法第115条の2の規定に基づく指定介護予防サービス事業者による介護予防通所介護の指定が得られる法人であること。
- (2) 申請をすることができない法人

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していない者（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。）

ウ 申請の日において、現に市の指名停止措置を受けている法人

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人

5 募集要項等の交付

7の(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成25年9月27日(金)から同年10月25日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

6 説明会

- (1) 日時および場所
募集要項に記載する日時および場所
- (2) その他
説明会に参加希望の法人は、事前に9の(4)に連絡すること。

7 申請の手続

- (1) 提出期限
平成25年10月25日(金) 午後5時15分
- (2) 提出場所
郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市福祉保健部長寿福祉課（電話018-866-2095）
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に

掲げる書類を添えて提出すること。

- ア 公の施設の管理に関する事業計画書
- イ 公の施設の管理に関する収支予算書
- ウ 定款、規約又はこれらに類する書類
- エ 登記事項証明書
- オ 財務の状況を示す書類
- カ その他市長が必要と認める書類（従業員の配置および勤務体制の分かるもの）

8 選定の方法および時期

- (1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、申請書類の審査およびヒアリングを実施の上、次に掲げる基準に照らし、最も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。
 - ア 市民の平等な利用が確保されること。
 - イ 施設の設置目的が効果的に達成されること。
 - ウ 効率的な管理が行われること。
 - エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
 - オ その他施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準

- (2) 選定は、平成25年11月に行い、その開催日時および選定結果については、書面により通知する。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (2) 利用料金は、指定管理者が自己の収入として収受するものとする。
- (3) 詳細は、募集要項による。
- (4) 問合せ先
秋田市福祉保健部長寿福祉課（電話018-866-2095）

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

平成25年9月27日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の概要

- (1) 名称
秋田市川口老人デイサービスセンター
- (2) 所在地
秋田市栖山登町10番64号
- (3) 設置目的
在宅の虚弱老人等に対し、通所により各種のサービスを提供することによって、当該要援護老人等の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図り、もって老人福祉の増進に資することを目的とする。
- (4) 規模等
鉄骨平屋建て 延床面積534.99平方メートル
- (5) 定員
25名
- (6) 主な施設設備
相談室、浴室、多目的ホール、静養室および事務室

2 指定管理者が行う管理の業務

- (1) デイサービスの提供に関する業務

- (2) 施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が管理運営上必要と認める業務

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで（予定）

4 申請に必要な資格等

- (1) 申請に必要な資格

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める指定居宅サービス事業者としての実績があり、市内に主たる事務所を有する法人であること。

イ 介護保険法第70条の規定に基づく指定居宅サービス事業者による通所介護の指定および同法第115条の2の規定に基づく指定介護予防サービス事業者による介護予防通所介護の指定が得られる法人であること。

- (2) 申請をすることができない法人

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していない者（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。）

ウ 申請の日において、現に市の指名停止措置を受けている法人

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人

5 募集要項等の交付

7の(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成25年9月27日（金）から同年10月25日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

6 説明会

- (1) 日時および場所
募集要項に記載する日時および場所
- (2) その他
説明会に参加希望の法人は、事前に9の(4)に連絡すること。

7 申請の手続

- (1) 提出期限
平成25年10月25日（金） 午後5時15分
- (2) 提出場所
郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市福祉保健部長寿福祉課（電話018-866-2095）
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
 - ア 公の施設の管理に関する事業計画書
 - イ 公の施設の管理に関する収支予算書
 - ウ 定款、規約又はこれらに類する書類
 - エ 登記事項証明書
 - オ 財務の状況を示す書類
 - カ その他市長が必要と認める書類（従業員の配置および勤務体制の分かるもの）

8 選定の方法および時期

- (1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、申請書類の審査およびヒアリングを実施の上、次に掲げる基準に照らし最

も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。
 ア 市民の平等な利用が確保されること。
 イ 施設の設置目的が効果的に達成されること。
 ウ 効率的な管理が行われること。
 エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
 オ その他施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成25年11月に行い、その開催日時および選定結果については、書面により通知する。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (2) 利用料金は、指定管理者が自己の収入として収受するものとする。
- (3) 詳細は、募集要項による。
- (4) 問合せ先
秋田市福祉保健部長寿福祉課（電話018-866-2095）

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

平成25年9月27日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の概要

- (1) 名称
秋田市旭南老人デイサービスセンター
- (2) 所在地
秋田市旭南一丁目8番12号
- (3) 設置目的
在宅の虚弱老人等に対し、通所により各種のサービスを提供することによって、当該要援護老人等の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図り、もって老人福祉の増進に資することを目的とする。
- (4) 規模等
鉄筋コンクリート平屋建て 延床面積530.48平方メートル
- (5) 定員
30名
- (6) 主な施設設備
相談室、浴室、食堂、機能訓練室、静養室および事務室

2 指定管理者が行う管理の業務

- (1) デイサービスの提供に関する業務
- (2) 施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が管理運営上必要と認める業務

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで（予定）

4 申請に必要な資格等

- (1) 申請に必要な資格
 ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める指定居宅サービス事業者として実績があり、市内に主たる事務所を有する法人であること。
 イ 介護保険法第70条の規定に基づく指定居宅サービス事業者による通所介護の指定および同法第115条の2の規定に

基づく指定介護予防サービス事業者による介護予防通所介護の指定が得られる法人であること。

(2) 申請をすることができない法人

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していない者（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。）

ウ 申請の日において、現に市の指名停止措置を受けている法人

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人

5 募集要項等の交付

7の(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成25年9月27日（金）から同年10月25日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

6 説明会

- (1) 日時および場所
募集要項に記載する日時および場所
- (2) その他
説明会に参加希望の法人は、事前に9の(4)に連絡すること。

7 申請の手続

- (1) 提出期限
平成25年10月25日（金） 午後5時15分
- (2) 提出場所
郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市福祉保健部長寿福祉課（電話018-866-2095）
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
 ア 公の施設の管理に関する事業計画書
 イ 公の施設の管理に関する収支予算書
 ウ 定款、規約又はこれらに類する書類
 エ 登記事項証明書
 オ 財務の状況を示す書類
 カ その他市長が必要と認める書類（従業員の配置および勤務体制の分かるもの）

8 選定の方法および時期

- (1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、申請書類の審査およびヒアリングを実施の上、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。
 ア 市民の平等な利用が確保されること。
 イ 施設の設置目的が効果的に達成されること。
 ウ 効率的な管理が行われること。
 エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
 オ その他施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成25年11月に行い、その開催日時および選定結果については、書面により通知する。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者

として指定する。

- (2) 利用料金は、指定管理者が自己の収入として収受するものとする。
- (3) 詳細は、募集要項による。
- (4) 問合せ先
秋田市福祉保健部長寿福祉課（電話018－866－2095）

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

平成25年9月27日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の概要

- (1) 名称
秋田市八橋老人デイサービスセンター
- (2) 所在地
秋田市八橋南一丁目8番2号
- (3) 設置目的
在宅の虚弱老人等に対し、通所により各種のサービスを提供することによって、当該要援護老人等の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図り、もって老人福祉の増進に資することを目的とする。
- (4) 規模等
鉄筋コンクリート平屋建て 延床面積620.30平方メートル
- (5) 定員
30名
- (6) 主な施設設備
相談室、浴室、多目的ホール、休憩室および事務室

2 指定管理者が行う管理の業務

- (1) デイサービスの提供に関する業務
- (2) 施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が管理運営上必要と認める業務

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで（予定）

4 申請に必要な資格等

- (1) 申請に必要な資格
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める指定居宅サービス事業者としての実績があり、市内に主たる事務所を有する法人であること。
 - イ 介護保険法第70条の規定に基づく指定居宅サービス事業者による通所介護の指定および同法第115条の2の規定に基づく指定介護予防サービス事業者による介護予防通所介護の指定が得られる法人であること。
- (2) 申請をすることができない法人
 - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していない者（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を

代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。）
ウ 申請の日において、現に市の指名停止措置を受けている法人

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人

5 募集要項等の交付

7の(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成25年9月27日(金)から同年10月25日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

6 説明会

- (1) 日時および場所
募集要項に記載する日時および場所
- (2) その他
説明会に参加希望の法人は、事前に9の(4)に連絡すること。

7 申請の手続

- (1) 提出期限
平成25年10月25日(金) 午後5時15分
- (2) 提出場所
郵便番号010－8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市福祉保健部長寿福祉課（電話018－866－2095）
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
 - ア 公の施設の管理に関する事業計画書
 - イ 公の施設の管理に関する収支予算書
 - ウ 定款、規約又はこれらに類する書類
 - エ 登記事項証明書
 - オ 財務の状況を示す書類
 - カ その他市長が必要と認める書類（従業員の配置および勤務体制の分かるもの）

8 選定の方法および時期

- (1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、申請書類の審査およびヒアリングを実施の上、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。
 - ア 市民の平等な利用が確保されること。
 - イ 施設の設置目的が効果的に達成されること。
 - ウ 効率的な管理が行われること。
 - エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
 - オ その他施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成25年11月に行い、その開催日時および選定結果については、書面により通知する。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (2) 利用料金は、指定管理者が自己の収入として収受するものとする。
- (3) 詳細は、募集要項による。
- (4) 問合せ先
秋田市福祉保健部長寿福祉課（電話018－866－2095）

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、

同条例第2条第3項の規定により公告する。

平成25年9月27日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田市河辺老人デイサービスセンター

(2) 所在地

秋田市河辺三内字外川原34番地2

(3) 設置目的

在宅の虚弱老人等に対し、通所により各種のサービスを提供することによって、当該要援護老人等の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図り、もって老人福祉の増進に資することを目的とする。

(4) 規模等

鉄筋コンクリート平屋建て 延床面積625平方メートル

(5) 定員

30名

(6) 主な施設設備

浴室、多目的ホールおよび事務室

2 指定管理者が行う管理の業務

(1) デイサービスの提供に関する業務

(2) 施設、附属設備等の維持管理に関する業務

(3) その他市長が管理運営上必要と認める業務

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで（予定）

4 申請に必要な資格等

(1) 申請に必要な資格

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める指定居宅サービス事業者としての実績があり、市内に主たる事務所を有する法人であること。

イ 介護保険法第70条の規定に基づく指定居宅サービス事業者による通所介護の指定および同法第115条の2の規定に基づく指定介護予防サービス事業者による介護予防通所介護の指定が得られる法人であること。

(2) 申請をすることができない法人

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していない者（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。）

ウ 申請の日において、現に市の指名停止措置を受けている法人

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人

5 募集要項等の交付

7の(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成25年9月27日（金）から同年10月25日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

6 説明会

(1) 日時および場所

募集要項に記載する日時および場所

(2) その他

説明会に参加希望の法人は、事前に9の(4)に連絡すること。

7 申請の手続

(1) 提出期限

平成25年10月25日（金） 午後5時15分

(2) 提出場所

郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市福祉保健部長寿福祉課（電話018-866-2095）

(3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 公の施設の管理に関する事業計画書

イ 公の施設の管理に関する収支予算書

ウ 定款、規約又はこれらに類する書類

エ 登記事項証明書

オ 財務の状況を示す書類

カ その他市長が必要と認める書類（従業員の配置および勤務体制の分かるもの）

8 選定の方法および時期

(1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、申請書類の審査およびヒアリングを実施の上、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。

ア 市民の平等な利用が確保されること。

イ 施設の設置目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ その他施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成25年11月に行い、その開催日時および選定結果については、書面により通知する。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(2) 利用料金は、指定管理者が自己の収入として収受するものとする。

(3) 詳細は、募集要項による。

(4) 問合せ先

秋田市福祉保健部長寿福祉課（電話018-866-2095）

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施するジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻疹、風しん、日本脳炎、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症およびヒトパピローマウイルス感染症の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年9月30日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
稲 見 育 大	秋田市保戸野中町1番45号
高 崎 育 男	いなみ小児科ファミリークリニック

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成25年9月30日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 中野 武夫
東京都中央区八重洲一丁目2番1号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 イオン秋田中央店
所在地 秋田県秋田市榎山川口境62番7 外7筆
- 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 野中隆史
変更後 みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 中野武夫
- 変更年月日 平成25年4月1日
- 変更理由 設置者の代表者変更のため

2 届出年月日 平成25年9月26日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
- 縦覧期間 平成25年9月30日から平成26年1月30日まで

4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- 意見を述べる者の氏名及び住所
- 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- 意見を述べる理由

教 委 公 告

秋田市教委公告

平成26年度に秋田市立御所野学院中学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則（平成11年秋田市教委規則第7号）第7条第2項の規定により公告する。

平成25年9月26日

秋田市教育委員会

委員長 進 藤 光 子

1 入学願書の提出期日および提出先

- 提出期日
平成25年11月12日(火)から同月15日(金)まで。ただし、郵送の場合は同月15日(金)までの消印を有効とする。
- 提出先
秋田市立御所野学院中学校長とする。

2 出願資格

平成26年3月に小学校の課程を修了見込みで、保護者とともに、秋田市内在住又は平成26年4月1日までに在住予定の者

3 募集人員

80名

4 入学予定者選考の実施期日等

- 実施期日 平成25年12月7日(土)
- 内容 適性検査および面接

5 選考結果の通知

平成25年12月25日(水)

6 その他

入学者決定に関して必要な細目事項は、別に定める「平成26年度秋田市立御所野学院中学校入学者決定要項」によるものとする。

秋田市教委公告

平成26年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋田市教委規則第8号）第8条第2項の規定により公告する。

平成25年9月26日

秋田市教育委員会

委員長 進 藤 光 子

1 選抜の種類

前期選抜および一般選抜を設定する。

2 入学願書の提出期日および提出先

- 提出期日
ア 前期選抜 平成26年1月14日(火)から同月16日(木)正午まで
イ 一般選抜 平成26年2月12日(水)から同月14日(金)正午まで
- 提出先 秋田市立秋田商業高等学校長とする。

3 入学検定料 2,200円

4 入学志願者検査日

- 前期選抜 平成26年1月30日(木) 学力検査および面接
ア 実施教科 3教科（国語、数学および英語）
イ 面 接 学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。
- 一般選抜 平成26年3月5日(水) 学力検査および面接
ア 実施教科 5教科（国語、社会、数学、理科および英語）
イ 面 接 学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。

5 出願資格

- 前期選抜 中学校又はこれに準ずる学校を平成26年3月に卒業する見込みの者で、「平成26年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」で定める「出願の条件」を満たしている者
- 一般選抜 次のア又はイに該当する者で、前期選抜で合格していない者
ア 中学校又はこれに準ずる学校を平成26年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者
イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

6 募集する学科名および募集人員

- 学 科 名 商業科
- 募集人員 男女 240名

7 合格者の発表

- 前期選抜 平成26年2月6日(木)午後4時
- 一般選抜 平成26年3月12日(水)

8 その他

入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、「平成26年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるもの

のとする。

選 管 公 告

秋市選管公告

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第21条第1項の規定に基づき、裁判員候補者の予定者の選定を行う場所および日時を定めたので、次のとおり公告する。

平成25年9月6日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成25年9月11日(水) 午後1時

秋市選管公告

檢察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項の規定に基づき、檢察審査員候補者の予定者の選定を行う場所および日時を定めたので、次のとおり公告する。

平成25年9月6日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成25年9月11日(水) 午後1時

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり公共下水道築造工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成25年9月10日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 本工事は、共同企業体による工事である。
 - (2) 工 事 番 号 下管渠 第35号
 - (3) 工 事 名 公共下水道築造工事
 - (4) 工 事 場 所 旭南一丁目地内ほか
 - (5) 工 事 概 要 管きょ工（推進）
推進工φ1,200 L=450.95m
管きょ工（開削）
管布設工VUφ500 L=21.00m
管布設工HPφ800 L=6.30m
付帯工 一式
 - (6) 工 事 期 限 平成26年3月20日(木)
 - (7) 予 定 価 格 286,210,000円（消費税別）
 - (8) 開札予定期日 平成25年10月9日(水)
 - (9) 契約予定期日 平成25年10月15日(火)
 - (10) 注 意 事 項
ア この入札は、電子入札により執行する。
イ 秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入

札に参加すること。

ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

ア 代表者要件

(ア) 公告日から落札決定日までの間において、秋田市の一般土木工事に登録されていること。

(イ) 内径800mm以上かつ1スパンの推進延長100m以上の中大口径推進工事において、曲線推進工の元請実績があること。

(ウ) 土木事業における特定建設業の許可を有すること。

(エ) 土木事業の許可を有しての営業年数が、6年以上であること。

(オ) 土木工事に係る資格および推進工事技士の資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

(カ) 公告日から落札決定日までの間において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

イ 代表者以外の構成員要件

(ア) 公告日から落札決定日までの間において、秋田市の一般土木工事A級に等級格付されていること。

(イ) 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。

(ウ) 当該工種の総合点数が850点以上であること。

(エ) 土木事業における特定建設業の許可を有すること。

(オ) 土木事業の許可を有しての営業年数が、6年以上であること。

(カ) 土木工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

(キ) 公告日から落札決定日までの間において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

(1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成25年9月20日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し

ウ 施工実績調書（共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要

が客観的に分かる書類を添付のこと（様式3）。)

- エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと（代表者の配置予定技術者については、社団法人日本下水道管渠推進技術協会又は公益社団法人日本推進技術協会認定の「推進工事技士」の資格者証の写しを添付のこと。）（様式4）。)

オ 誓約書（様式5）

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年9月10日(火)から同月20日(金)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 上下水道事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者宛てに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成25年10月1日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。
- (4) 入札は、電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成25年10月1日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、同月10日(休)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
- (2) 販売店 公益財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号（市役所山王別館1階）
電 話 018-863-2581
F A X 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成25年9月10日(火)から同年10月2日(休)までの販売店の営業時間内

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委託番号	委 託 名	履行場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第82号	秋田市公共下水道事業に関する基本計画策定業務	市内一円	平成26年3月20日まで	次の①から③までの要件を満たしていること。 ① 秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる営業所等を有していること。 ② 秋田市総務部契約課に土木関係コンサルタント業務下水道部門で登録されていること。 ③ 公共下水道事業計画の策定業務および流出解析モデルを利用した水量・水質解析業務（合流改善等）の実績があること。 （基本的要件については、別に記載）

- (4) 設計図書の販売価格 一式 2,280円（設計書 1,680円 図面600円）（税込み）（CD-ROM有（1枚 1,000円））
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）により、平成25年10月2日(休)までにF A Xで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取ること。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である（無料）。
- (8) 閲覧期間 平成25年9月10日(火)から同年10月8日(休)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。
- 6 その他
- (1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問合せ先
秋田市総務部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成25年9月10日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一
賦課対象区域

河辺和田字式田、柳田字石神、太平八田字荒巻および太平八田字扇田（別添図面（省略））に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年9月20日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- ウ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- エ 技術士（上下水道部門、選択科目は下水道分野）の資格を有する者を管理技術者および照査技術者として、それぞれ配置できること。ただし、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年10月2日(火) 午前10時40分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年10月4日(金)
- (5) 注意事項

- ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札候補者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。
- イ 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年10月1日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送

によるものは受け付けない。

- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成25年9月20日(金)から同年10月1日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号、八橋下水道終末処理場内）
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年9月20日(金)から同年10月1日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年10月2日(火)から同月3日(水)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
- イ 業務履行実績調書（様式3）および契約書等の写し
- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5（様式中「工事」を「業務」と読み替える。））資格者証の写しを添付の上、管理技術者と照査技術者それぞれについて提出すること。
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年9月20日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第31号 上下水道局庁舎北側車庫修繕	秋田市川尻みよし町14番8号地内	平成25年 12月20日	建築一式工事B級又はC1級 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「建築一式工事B級又はC1級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から建築一式工事のB級又はC1級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年10月2日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年10月4日(金)
- (5) 注意事項
- ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年10月1日(水)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第32号 水管橋補修修繕	秋田市添川字境内川原地内外3箇所	平成26年 3月14日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 一般塗装工事A級 ② 塗装技能士（鋼橋塗装作業）の資格者を配置できること。 （基本的要件については、別に記載）

- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年9月20日(金)から同年10月1日(水)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年9月20日(金)から同年10月1日(水)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年10月2日(水)から同月3日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年9月20日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「一般塗装工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から一般塗装工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること（塗装技能士（鋼橋塗装作業）と兼務可。）。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年10月2日(水) 午前10時20分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年10月4日(金)
- (5) 注意事項
- ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年10月1日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送

によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成25年9月20日(金)から同年10月1日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年9月20日(金)から同年10月1日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年10月2日(水)から同月3日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
- イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し
- ※ 監理技術者又は主任技術者が塗装技能士（鋼橋塗装作業）を兼務しない場合は、各々の資格・工事経歴を提出すること。
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年9月27日

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

長期番号	物 件 名	納品・履行場所	納 入 期 限
第7号	ページトラップ・ガスクロマトグラフ質量分析計（かび臭）購入および保守管理業務委託	浄水課水質管理室第一機器分析室（秋田市豊岩豊巻字上野164番地）	平成25年12月10日
			保守管理業務履行期間
			納入日から平成30年3月31日まで

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年10月9日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年10月11日(金)
- (5) 注意事項
- ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年10月8日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第33号 雄物大橋専用橋配水管 および秋田南大橋送水管重防食修繕	秋田市新屋町字三ツ小屋 地先（雄物大橋）	平成26年 3月20日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市総務部契約課に一般塗装工事で登録していること。 ② 水道管の重防食施工の実績があること（元請又は下請は問わない。）。 （基本的要件については、別に記載）
	秋田市豊岩石田坂字上野 地先（秋田南大橋）		

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成25年9月27日(金)から同年10月8日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年9月27日(金)から同年10月8日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年10月9日(水)から同月10日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年9月27日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

オ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成25年10月9日(水) 午前10時45分

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成25年10月11日(金)

(5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成25年10月8日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。

(2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年9月27日(金)から同年10月8日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第34号 松潤浄水場機械設備修繕	秋田市河辺松潤字大土 手下13番地	平成26年 2月28日	機械器具設置工事A級 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成25年9月27日(金)から同年10月8日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。

(3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成25年10月9日(水)から同月10日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）

イ 施工実績調査書（様式4）および契約書等の写し

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年9月27日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年10月9日(水) 午前10時15分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年10月11日(金)
- (5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年10月8日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成25年9月27日(金)から同年10月8日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋

本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年9月27日(金)から同年10月8日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年10月9日(水)から同月10日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年9月27日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第35号 椿川送水ポンプ場流量計修繕	椿川送水ポンプ場（秋田市雄和椿川字長者屋敷1番地）	平成26年 2月28日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 電気工事B級 ② 水道施設（ポンプ場等）において、計装設備の施工実績があること（元請又は下請は問わない。）。 （基本的要件については、別に記載）

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「電気工事B級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から電気工事のB級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 電気工事について資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年10月9日(水) 午前10時30分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年10月11日(金)
- (5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年10月8日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年9月27日(金)から同年10月8日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年9月27日(金)から同年10月8日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年10月9日(水)から同月10日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入

札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）

イ 施工実績調書（様式4）および契約書等の写し

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434